

# SpiderPlus & Co.

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書

2021年2月

スパイダープラス株式会社

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式  
2,764,370千円(見込額)の募集及び株式4,469,452千円(見込額)の売  
出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式1,158,167千円(見  
込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、  
当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2021年2月24  
日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じて  
おりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については  
今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内  
容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものでありま  
す。

# 新株式発行及び自己株式の処分並びに 株式売出届出目論見書

スパイダープラス株式会社

東京都豊島区東池袋一丁目12番5号

# 建設業をDX<sup>\*1</sup>する

SpiderPlus & Co.



建設



Technology

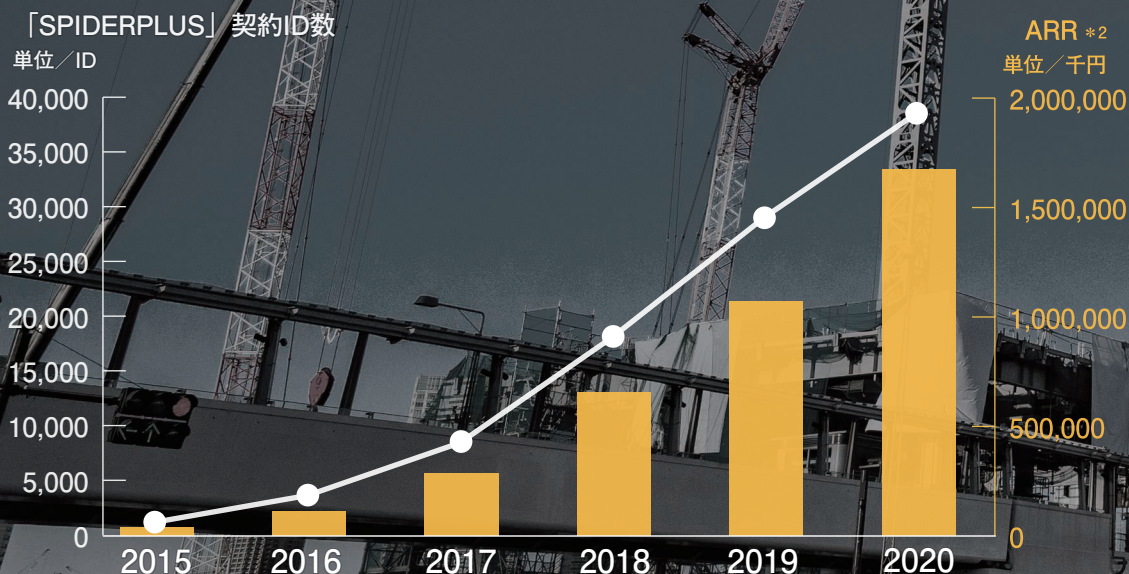
私たちは、“働く”にもっと  
「楽しい」を創造します。

お客様の課題を解決していく喜びや楽しさを通じて  
仕事にもっと夢中になれる世の中をつくり続けます。

\*1 : DX : Digital Transformation の略称で、企業が IT 技術を利用して事業の業績や対象範囲を根底から変化させることを指す。

## ICT<sup>\*1</sup> 事業の概況

### 高い成長性を誇る主力サービス「SPIDERPLUS」



\*1 : ICT : Information and Communication Technology の略称で、情報通信技術を指す。

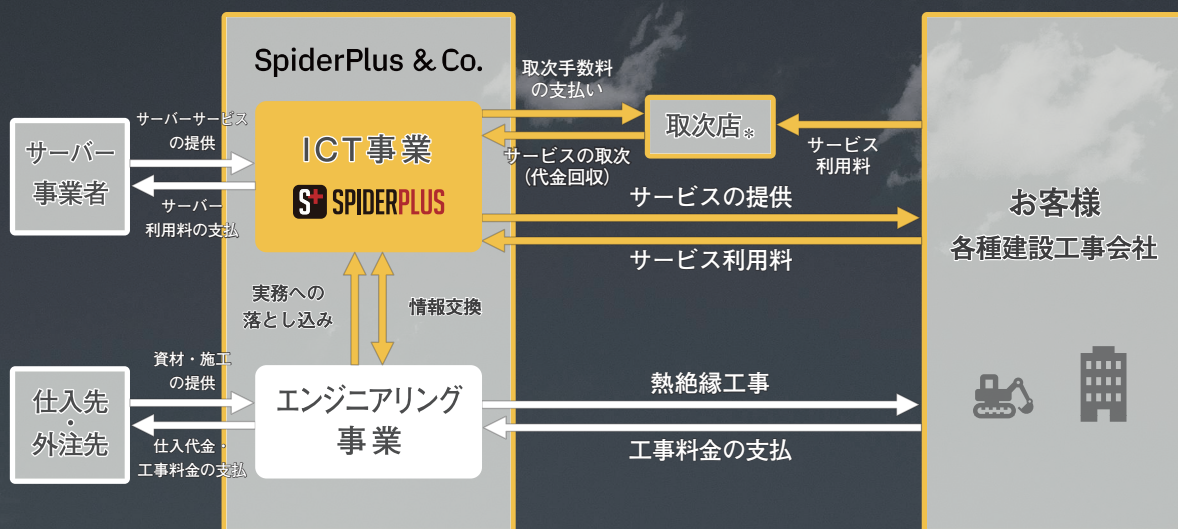
\*2 : ARR : Annual Recurring Revenue の略称。各年 12 月の MRR<sup>\*3</sup>(Monthly Recurring Revenue) を 12 倍して算出。

\*3 : MRR : Monthly Recurring Revenue の略称。対象月の月末時点における顧客との契約において定められた ID 単位で毎月課金される月額利用料の合計額（一時収益は含まない）。



## 事業の内容

当社は、建設業を主な対象とした建築図面・現場管理アプリ「SPIDERPLUS」の開発・販売を行う「ICT事業」及び「アーマフレックス」等を活用した熱絶縁工事を行う「エンジニアリング事業」の2つのセグメントで構成されております。



\*取次店は、「SPIDERPLUS」の取次業務を行っており、代金回収も併せて行っております。

## 建設業を理解しているからこそ、使い続けられる

NRR<sup>\*1</sup>  
145%

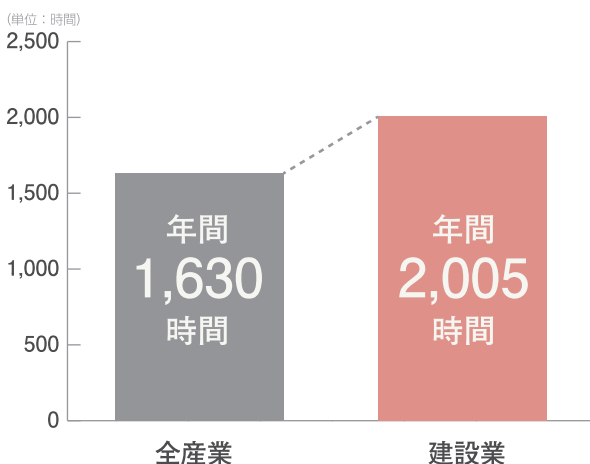
2015年12月期<sup>\*2</sup> 2016年12月期<sup>\*2</sup> 2017年12月期 2018年12月期 2019年12月期 2020年12月期

\*1: NRR: Net Retention Rateの略称。2020年12月期における既存顧客売上高継続率。ICT事業の「2020年12月期売上高÷2019年12月期売上高」により算出。既存顧客からの売上高のみから算出しており、新規顧客からの売上高を含まない。積み上げグラフの各層は各時点における既存顧客のMRRの推移を表す。

\*2: 2016年までは9月決算であったため、上記は暦年の実績値。

## 建設業界は人手不足と働き方改革の相反する課題を抱えています

### 建設業は労働時間が長い<sup>\*1</sup>



\*1：厚生労働省「毎月勤労統計調査」2020年9月確報版を元に作成

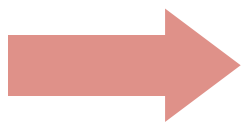
\*2：日経BP「建設テック未来戦略（2020年3月13日発行）」より抜粋。

建設業界は人手不足と働き方改革の喫緊の課題を抱えています。厚生労働省「毎月勤労統計調査」によると、2020年の建設業の年間労働時間は2,005時間と調査対象全産業の年間労働時間1,630時間に比べ高い水準にあり、また年間出勤日数は247日と調査対象全産業213日に比べ多くなっており、また、建設業界における人手不足と高齢化の影響により、建設需要に対して今後100万人の労働者が不足する<sup>\*2</sup>と言われております。

建設業の生産体制を将来にわたって維持していくためには、若年層の入職促進と定着による円滑な世代交代が不可欠であり、当社の「SPIDERPLUS」により、建設業のIT化を推し進めることで一定の貢献ができると考えております。

ほぼ横ばいで推移する

国内建設業  
投資額



63兆円<sup>\*1</sup>

2017年 → 2020年

年々不足すると見込まれる

国内建設業  
労働者数



100万人

2014年 → 2025年

今後も拡大すると見込まれる

国内建設業  
IT投資額



3.7倍<sup>\*2</sup>

2014年 → 2019年

\*1：国土交通省「令和2年度（2020年度）建設投資見通し」より抜粋。2017年61兆円（実績）から2020年63兆円（見通し）までの期間。

\*2：（社）日本情報システム・ユーザー協会「企業IT動向調査報告書2015」及び「企業IT動向調査報告書2020」より抜粋。

# 主力サービス「SPIDERPLUS」

## 建設現場をDXするプロダクト 建築図面・現場管理アプリ



建設現場の  
DXを実現



SPIDERPLUS 操作画面イメージ。

図面にメモや写真を貼り付けて検査記録が可能です。



大量の図面



大量の記録写真



大量の検査記録

当社が提供する「SPIDERPLUS」は、タブレット/スマートフォンで建設現場の図面のペーパーレス化を図るとともに、検査機器と連携してアプリの中で計測値を取り込むことで業務の効率化ができるサービスです。建設現場で「SPIDERPLUS があれば完結できるオールインワンソリューション」を目指したサービスを提供しております。

## SPIDERPLUSオプション機能

### 杭施工記録機能



杭施工記録の様子




杭施工記録画面

杭施工は、新しく建物を建築する際に、杭を地中に打ち込むことで、安定をさせる重要な工事です。「SPIDERPLUS」では杭施工の記録が残せるだけでなく、施工前、進行中、未完了などで検査項目の進捗によって色分けされて表示されます。さらに各検査項目も未完了の項目が表示されることで、紙で行っていた際に頻繁にあった検査種目漏れ、検査漏れが未然に防げるようになりました。また、本機能もエクセルで簡単に出力できるため、労働時間の削減、業務効率化に貢献できます。

### 工事進捗管理機能



工事進捗管理の様子



進捗管理帳票出力イメージ  
(緑：完了/赤：指摘有り/黄：施工中)

工事進捗管理機能は、現状の工事進捗状況を記録することができ、工事進捗の見える化及びリアルタイムな情報共有が可能になり、現場管理者は、工種間の調整や次工程の計画、取引先への連絡や翌日の材料手配タイミング等のマネジメントをスムーズに行うことができ、管理業務の効率化による働き方改革に貢献できます。現場で記録した進捗情報は、情報共有だけでなく簡単に帳票出力ができるので、事務所に戻ってからの事務作業の時間削減につながります。また、現場で記録した指摘コメントや写真も出力ができるので、的確に指摘事項の共有、記録が行えます。

### 指摘管理機能



指摘箇所毎に是正前・後の写真やメモを複数登録可能



帳票作成の手間なく、業者毎に指摘事項一覧を出力可能

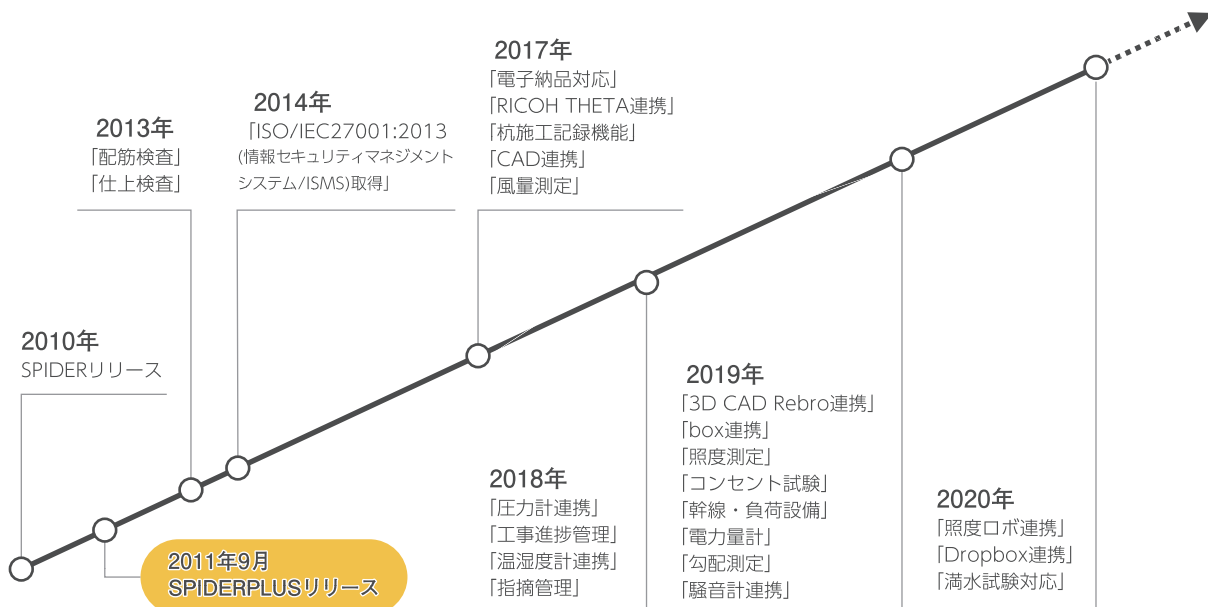
指摘管理機能は、図面上の是正工事が必要な指摘箇所をタップ、指摘内容や業者を選択するだけで、指摘事項別や業者別に指摘事項一覧の書類出力が可能です。

是正前・是正後の現場写真を複数登録できるので、是正進捗の確認や再指摘、再是正工事などの写真を指摘箇所毎に記録できます。また、是正後の現場写真撮影時に「是正前に撮影した写真」を「参考写真」として「是正後の工事写真」内に表示させて、是正前同様のアングルで写真が撮影できるので、指摘箇所の是正工事前・是正工事後の比較が容易にできます。



## 10年かけて顧客と共に開発・改良してきたSPIDERPLUS

創業者である伊藤謙自（現当社代表取締役社長）が、1997年9月に埼玉県戸田市において、個人事業として保温・断熱工事業を営む伊藤工業を創業、2011年9月にSPIDERPLUSをリリース。以降、顧客の声を反映させるかたちでSPIDERPLUSの様々なオプション機能を開発してまいりました。



## フォローアップ体制と継続性



当社は、建設業出身だからこそ、充実したフォローアップが必要と考えております。

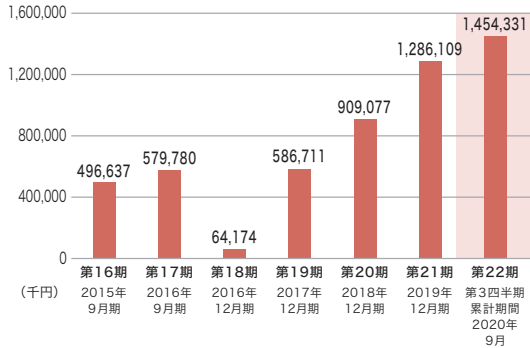
営業が直接建設現場に赴いて説明会を実施、さらに建設現場のニーズをヒアリングし、開発チームと連携してSPIDERPLUSの機能に反映するとともに、カスタマーサポートによるフォローアップ体制も強化しております。

その結果 SPIDERPLUS は使い続けられており、2020年12月期における既存顧客の売上高継続率（NRR）が145%という実績となっております。

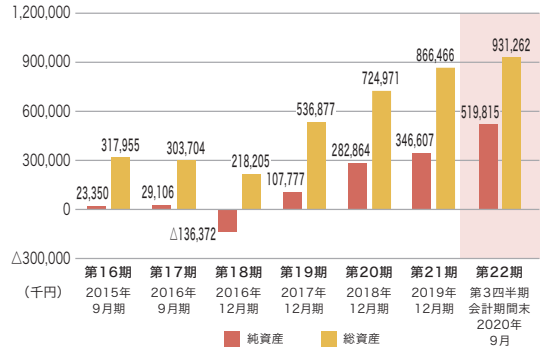




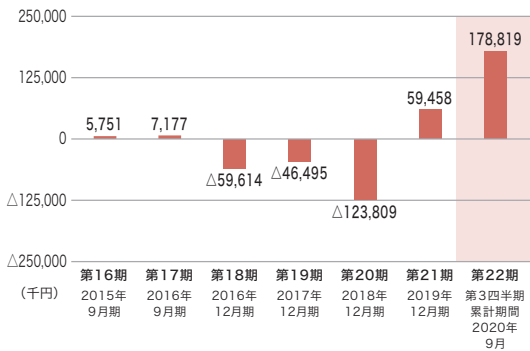
## 売上高



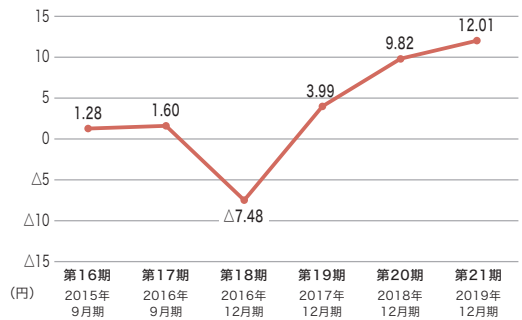
## 純資産額 / 総資産額



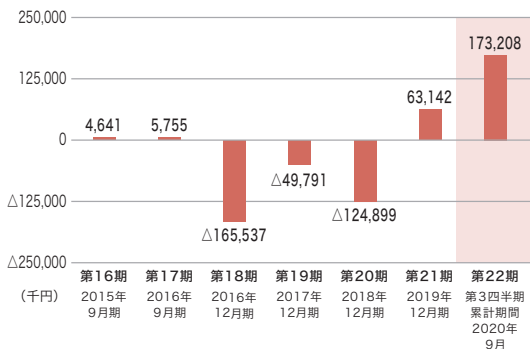
## 経常利益又は経常損失(△)



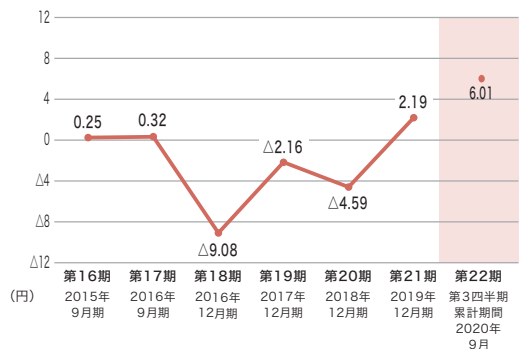
## 1株当たり純資産額



## 当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



## 1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)



- (注) 1. 第18期は決算期変更により2016年10月1日から2016年12月31日の3か月決算になっております。  
 2. 2017年4月27日付で普通株式1株につき912株の株式分割を行っており、また2020年12月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記では、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【証券情報】 .....	2
第1 【募集要項】 .....	2
1 【新規発行株式】 .....	2
2 【募集の方法】 .....	3
3 【募集の条件】 .....	4
4 【株式の引受け】 .....	6
5 【新規発行による手取金の使途】 .....	6
第2 【売出要項】 .....	8
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】 .....	8
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】 .....	11
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】 .....	12
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】 .....	13
【募集又は売出しに関する特別記載事項】 .....	14
第二部 【企業情報】 .....	17
第1 【企業の概況】 .....	17
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	17
2 【沿革】 .....	19
3 【事業の内容】 .....	20
4 【関係会社の状況】 .....	25
5 【従業員の状況】 .....	25
第2 【事業の状況】 .....	26
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 .....	26
2 【事業等のリスク】 .....	28
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	34
4 【経営上の重要な契約等】 .....	41
5 【研究開発活動】 .....	41
第3 【設備の状況】 .....	42
1 【設備投資等の概要】 .....	42
2 【主要な設備の状況】 .....	43
3 【設備の新設、除却等の計画】 .....	44

第4	【提出会社の状況】	45
1	【株式等の状況】	45
2	【自己株式の取得等の状況】	62
3	【配当政策】	63
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	64
第5	【経理の状況】	75
1	【財務諸表等】	76
第6	【提出会社の株式事務の概要】	150
第7	【提出会社の参考情報】	151
1	【提出会社の親会社等の情報】	151
2	【その他の参考情報】	151
第四部	【株式公開情報】	152
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	152
第2	【第三者割当等の概況】	157
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	157
2	【取得者の概況】	160
3	【取得者の株式等の移動状況】	161
第3	【株主の状況】	162
	監査報告書	巻末



## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年2月24日
【会社名】	スパイダープラス株式会社 (旧会社名 株式会社レゴリス)
【英訳名】	SpiderPlus & Co. (旧英語名 Regolith. INC.) (注) 2020年9月30日開催の臨時株主総会の決議により、2020年11月 1日から会社名及び英訳名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤 謙自
【本店の所在の場所】	東京都豊島区東池袋一丁目12番5号
【電話番号】	03-6709-2830
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部本部長 大村 幸寛
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区東池袋一丁目12番5号
【電話番号】	03-6709-2830
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部本部長 大村 幸寛
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 2,764,370,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 4,469,452,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 1,158,167,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	3,220,000(注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 2021年2月24日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、2021年2月24日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数3,000,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数220,000株の合計であります。したがって、本有価証券届出書の対象とした募集(以下「本募集」という。)のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。なお、2021年3月12日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社は、野村証券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、107,800株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。
4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
5. 上記とは別に、2021年2月24日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式1,146,700株の第三者割当増資を行うことを決議しております。  
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

## 2 【募集の方法】

2021年3月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下、「本募集」という。)を行います。引受価額は2021年3月12日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分		発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集		—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集		—	—	—
ブックビルディング方式	新株式発行	3,000,000	2,575,500,000	1,393,800,000
	自己株式の処分	220,000	188,870,000	—
計(総発行株式)		3,220,000	2,764,370,000	1,393,800,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2021年2月24日開催の取締役会決議に基づき、2021年3月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、本募集による自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,010円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は3,252,200,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

### 3 【募集の条件】

#### (1) 【入札方式】

##### ① 【入札による募集】

該当事項はありません。

##### ② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (円)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2021年3月22日(月) 至 2021年3月25日(木)	未定 (注) 4	2021年3月29日(月)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2021年3月12日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2021年3月19日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2021年3月12日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2021年3月19日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2021年2月24日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2021年3月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2021年3月30日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、2021年3月15日から2021年3月18日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。



① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 赤羽支店	東京都北区赤羽二丁目1番15号
株式会社三菱UFJ銀行 池袋東口支店	東京都豊島区南池袋二丁目28番10号
株式会社みずほ銀行 池袋支店	東京都豊島区東池袋一丁目18番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

#### 4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、2021年3月29日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号		
計	—	3,220,000	—

- (注) 1. 2021年3月12日開催予定の取締役会において、各引受人の引受株式数が決定される予定であります。  
2. 上記引受人と発行価格決定日(2021年3月19日)に、元引受契約を締結する予定であります。  
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

#### 5 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,992,024,000	21,000,000	2,971,024,000

- (注) 1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。  
2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、本募集における新株式発行及び自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,010円)を基礎として算出した見込額であります。  
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。  
4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

##### (2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額2,971,024千円については、「1 新規発行株式」の(注) 5. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限1,065,513千円と合わせて、設備資金として、①システムリニューアル費、運転資金として、②広告宣伝費、③借入金返済、④採用費及び人件費、⑤システム開発費に充当する予定であります。

##### ①システムリニューアル費

「SPIDERPLUS」の開発環境や、既存のユーザーインターフェースを改良するための、システムリニューアルに充当する予定であります。

##### ②広告宣伝費

「SPIDERPLUS」の成長のためには、取引社数を増やし、市場シェアを拡大する事が重要であると考えております。そのため、先行投資として、認知拡大とリード(見込み顧客)獲得を目的とした、Web広告やTVCMなどに要する広告宣伝費に充当する予定であります。

③借入金返済

「SPIDERPLUS」の開発費や、人員増強などによる運転資金の増加について、一時的な資金不足を金融機関からの借入金により運用しております。財務体質の強化を図るために、その借入金の返済資金に充当する予定であります。

④採用費及び人件費

当社の主たる事業であるICT事業の成長のために、システム開発に従事するエンジニアや、営業並びに顧客サポートに従事するビジネス人員を含め、優秀な人材の確保、定着及び育成が重要であると考えており、採用費及び人員増加による人件費に充当する予定であります。

⑤システム開発費

「SPIDERPLUS」の、より一層の建設現場の業務効率化への貢献を目指した、機能の開発を行うための開発費として充当する予定であります。

以上の、資金使途別の具体的な予定金額及び充当予定時期は、以下のとおりです。また、残額につきましては、当社の事業規模拡大のための運転資金に充当する方針であります。具体化している事項はありません。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

項目	予定金額(百万円)	充当予定時期及び充当予定金額(百万円)		
		2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期以降
①システムリニューアル費	300	300	—	—
②広告宣伝費	1,070	305	255	510
③借入金返済	497	417	50	30
④採用費及び人件費	1,740	283	346	1,111
⑤システム開発費	275	59	72	144
合計	3,882	1,364	723	1,795

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2021年3月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。



種類	売出数(株)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	4,425,200	<p>東京都港区三田三丁目13番16号 株式会社CHIYOMARU STUDIO 1,214,900株</p> <p>東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 DCIベンチャー成長支援投資事業有限責任組合 909,100株</p> <p>東京都豊島区 伊藤 謙自 700,000株</p> <p>東京都北区中里一丁目37番6号 村商株式会社 250,000株</p> <p>千葉県市川市 増田 寛雄 185,000株</p> <p>東京都中央区八重洲一丁目3番4号 SMBcベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合 166,700株</p> <p>東京都渋谷区恵比寿西一丁目20番2号 西武しんきんキャピタル企業投資3号投資事業有限責任組合 156,500株</p> <p>東京都中央区日本橋二丁目3番4号 三菱UFJキャピタル6号投資事業有限責任組合 151,500株</p> <p>東京都江東区木場一丁目5番25号 りそなキャピタル4号投資事業組合 151,500株</p> <p>兵庫県神戸市北区 野田 隆正 145,000株</p> <p>栃木県宇都宮市鶴田一丁目7番5号 あしかが企業育成ファンド三号投資事業有限責任組合 125,000株</p> <p>東京都千代田区内幸町一丁目2番1号 みずほ成長支援第2号投資事業有限責任組合 125,000株</p> <p>東京都世田谷区 鈴木 雅人 72,500株</p> <p>埼玉県さいたま市浦和区 酒寄 直人 32,500株</p> <p>東京都文京区 倉邊 幹人 20,000株</p> <p>東京都渋谷区 勝部 公彦 20,000株</p>
計(総売出株式)	—	4,425,200	4,469,452,000

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されており  
ます。
2. 引受人の買取引受による売出しに係る株式の一部は、引受人の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心  
とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「海外販売」といい、  
海外販売される株数を「海外販売株数」という。)される予定であります。なお、海外販売株数は、本募集  
及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売価決定日(2021年3月19日)に決定  
されますが、海外販売株数は本募集及び引受人の買取引受による売出し並びにオーバーアロットメントによ  
る売出しに係る株式の合計株数の半数未満とします。海外販売の内容につきましては、「募集又は売出しに  
関する特別記載事項 4. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さ  
い。
3. 上記売出数4,425,200株には、日本国内における販売(以下「国内販売」といい、国内販売される株数を「国  
内販売株数」という。)に供される株式と海外販売に供される株式が含まれており、上記売出数4,425,200株  
は、引受人の買取引受による売出しに係る国内販売株数の上限の株数であります。最終的な引受人の買取引  
受による売出しに係る国内販売株数は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した  
上で、売価決定日(2021年3月19日)に決定されますが、国内販売株数は本募集及び引受人の買取引受に  
よる売出し並びにオーバーアロットメントによる売出しに係る株式の合計株数の半数以上とします。
4. 「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による  
売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,010円)で算出した見込額であります。  
なお、当該総額は国内販売株数の上限に係るものであり、海外販売株数に係るものにつきましては、「募集  
又は売出しに関する特別記載事項 4. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」を  
ご参照下さい。
6. 売出数等については、今後変更される可能性があります。
7. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一  
であります。
8. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントに  
よる売出しを行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる  
売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
9. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容につ  
いては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

## 2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

### (1) 【入札方式】

#### ① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

#### ② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2021年 3月22日(月) 至 2021年 3月25日(木)	100	未定 (注) 2	引受人の本店 及び全国各支店	東京都中央区日本橋一丁 目13番1号 野村證券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2021年3月19日)に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に、元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて、申込みをするものといたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

### 3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	1,146,700	1,158,167,000	東京都中央区日本橋一丁目13番1号 野村証券株式会社 1,146,700株
計(総売出株式)	—	1,146,700	1,158,167,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式1,146,700株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,010円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。

#### 4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

##### (1) 【入札方式】

###### ① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

###### ② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

##### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 2021年 3月22日(月) 至 2021年 3月25日(木)	100	未定 (注) 1	野村証券株式会社の 本店及び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 野村証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

### 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である伊藤謙自(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式1,146,700株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 1,146,700株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注)1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)2
(4)	払込期日	2021年4月27日(火)

- (注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、2021年3月12日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。
2. 割当価格は、2021年3月19日に決定される予定の「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、2021年3月30日から2021年4月21日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。



### 3. ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である伊藤謙自、売出人である株式会社CHIYOMARU STUDIO、増田寛雄、野田隆正、鈴木雅人、村商株式会社、酒寄直人、当社株主である大村幸寛、吉田淳也及び川合弘毅並びに当社新株予約権者である安藤龍平及び石戸祐輔は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の2021年6月27日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)を行わない旨合意しております。

売出人であるDCIベンチャー成長支援投資事業有限責任組合、SMBCベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合、西武しんきんキャピタル企業投資3号投資事業有限責任組合、りそなキャピタル4号投資事業組合、三菱UFJキャピタル6号投資事業有限責任組合、あしかが企業育成ファンド3号投資事業有限責任組合及びみずほ成長支援第2号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の2021年6月27日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う売却等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社株主であるスパイダープラス従業員持株会は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2021年9月25日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2021年9月25日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2021年2月24日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について

2021年2月24日開催の当社取締役会において、決議された当社普通株式の売出し(引受人の買取引受による売出し)に係る売出数のうち一部について、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して海外販売が行われる予定であります。海外販売の概要は以下のとおりです。

(1) 株式の種類	当社普通株式
(2) 売出数	未定 (売出数は、海外販売株数であり、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日に決定されます。最終的な海外販売株数は、本募集及び引受人の買取引受による売出し並びにオーバーアロットメントによる売出しに係る株式の合計株数の半数未満とします。)
(3) 売出価格	未定 (「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1.と同様の決定方法により、売出価格決定日に、下記(4)に記載の引受価額と同時に決定される予定であります。)
(4) 引受価額	未定 (日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条に規定される方式により、売出価格決定日に決定されます。)
(5) 売出価額の総額	未定
(6) 株式の内容	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
(7) 売出方法	下記(8)に記載の引受人が、引受人の買取引受による売出しに係る売出数を買取引受けした上で、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式の一部を当該引受人の関連会社等を通じて、海外販売いたします。
(8) 引受人の名称	野村証券株式会社
(9) 売出しを行う者の氏名又は名称	「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出人
(10) 売出しを行う地域	欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)
(11) 受渡年月日	2021年3月30日(火)
(12) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称	株式会社東京証券取引所

## 第二部 【企業情報】

### 第 1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2015年9月	2016年9月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月
売上高 (千円)	496,637	579,780	64,174	586,711	909,077	1,286,109
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	5,751	7,177	△59,614	△46,495	△123,809	59,458
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	4,641	5,755	△165,537	△49,791	△124,899	63,142
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	10,000	10,000	10,000	157,004	306,997	100,000
発行済株式総数 (株)	200	200	200	269,900	288,081	288,081
純資産額 (千円)	23,350	29,106	△136,372	107,777	282,864	346,607
総資産額 (千円)	317,955	303,704	218,205	536,877	724,971	866,466
1株当たり純資産額 (円)	116,751.10	145,530.54	△681,864.38	399.32	9.82	12.01
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	23,205.94	28,779.44	△827,686.00	△215.94	△4.59	2.19
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	7.3	9.6	△62.5	20.1	39.0	39.9
自己資本利益率 (%)	22.1	21.9	—	—	—	20.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△97,146	20,509
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△417	△17,497
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	261,969	△6,113
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	—	368,582	365,480
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	13 (-)	13 (-)	15 (-)	33 (6)	43 (8)	65 (20)

(注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第18期、第19期及び第20期における業績については、事業規模拡大に伴う先行投資や人件費の増加等により経常損失及び当期純損失を計上しております。

4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

5. 第18期、第19期及び第20期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

6. 第18期は、決算期変更により2016年10月1日から2016年12月31日の3か月決算になっております。

7. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

8. 第16期及び第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第18期、第19期及び第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
9. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
10. 第16期、第17期、第18期及び第19期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため記載しておりません。
11. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。
12. 第20期及び第21期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。第16期から第19期については会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査を受けておりません。
13. 2017年4月27日付で普通株式1株につき912株の株式分割を行っており、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純損失を算定しております。2020年12月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
14. 2017年4月27日付で普通株式1株につき912株の株式分割を行っており、また2020年12月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、発行済株式総数は28,808,100株となっております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第16期、第17期、第18期及び第19期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2015年9月	2016年9月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月
1株当たり純資産額 (円)	1.28	1.60	△7.48	3.99	9.82	12.01
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	0.25	0.32	△9.08	△2.16	△4.59	2.19
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額(1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

## 2 【沿革】

当社は、創業者である伊藤謙自(現当社代表取締役社長)が、1997年9月に埼玉県戸田市において、個人事業として熱絶縁工事を営む、伊藤工業を創業いたしました。創業以降の経緯は次のとおりであります。

年月	概要
1997年9月	埼玉県戸田市にて個人事業として伊藤工業創業
2000年2月	伊藤工業を資本金3,000千円にて、有限会社ケイ・ファクトリー設立
2001年4月	建設業許可取得
2001年10月	資本金10,000千円にて、株式会社ケイ・ファクトリーへ組織変更
2002年2月	アーマセル社(香港)製品の日本認定工事店に登録 「アーマフレックス」を使用した熱絶縁工事の施工開始
2010年9月	創業者伊藤謙自が、IT事業を立ち上げるにあたって、東京都豊島区に資本金3,000千円にて株式会社ヴェイシスを設立 積算システム「SPIDER」を開発・販売
2011年9月	建築図面・現場管理アプリ「SPIDERPLUS」をリリース
2012年6月	株式会社ケイ・ファクトリーが株式会社ヴェイシスを吸収合併 株式会社レゴリスへ商号変更
2013年8月	SPIDERPLUS「配筋検査オプション」「仕上検査オプション」をリリース
2014年6月	SPIDERPLUS「7notes Pad+WC連携」をリリース
2014年11月	「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)のISO27001認証」を取得
2017年5月	本社を東京都豊島区に移転
2017年5月	SPIDERPLUS「杭施工記録機能オプション」をリリース
2017年6月	大阪府大阪市北区に大阪営業所を設立
2017年6月	SPIDERPLUS「CAD連携」「電子納品対応」をリリース
2017年8月	SPIDERPLUS「RICOH THETA連携」をリリース
2017年10月	SPIDERPLUS「風量測定オプション」をリリース
2018年8月	SPIDERPLUS「圧力計連携オプション」「工事進捗管理オプション」「温湿度計連携オプション」「指摘管理オプション」をリリース
2019年4月	SPIDERPLUS「3D CAD Rebro連携」をリリース
2019年5月	SPIDERPLUS「box連携」をリリース
2019年5月	SPIDERPLUS「幹線・負荷設備オプション」「コンセント試験オプション」「照度測定オプション」「電力量計オプション」「勾配測定オプション」をリリース
2019年6月	SPIDERPLUS「騒音計連携オプション」をリリース
2019年6月	SPIDERPLUS「株式会社LisBチャットアプリ direct連携」をリリース
2020年2月	SPIDERPLUS「Dropbox Business連携」「照度ロボ連携オプション」をリリース
2020年4月	SPIDERPLUS「満水試験対応オプション」をリリース
2020年9月	SPIDERPLUS「風量測定オプション」「アネモマスター風量計連携オプション」をリリース
2020年11月	株式会社レゴリスを、スパイダープラス株式会社へ商号変更

### 3 【事業の内容】

#### (1) ミッション

当社は、「私たちは、「働く」にもっと「楽しい」を創造します。」をミッションとし、お客様の課題を解決していく喜びや楽しさを通じて仕事にもっと夢中になれる世の中を作り続けていくことを目標にしています。

私たちは、「働く」を心底楽しいと思えることが最も生産性を向上させると信じています。「楽しい」を創造していくことが、私たちの壮大なるミッションです。

#### (2) サービスの概要

当社は、熱絶縁工事を提供するエンジニアリング事業にて創業し、自社の生産性改善に真摯に向き合った結果、ITを活用する必要性を感じ、自社のみならず建設業全体の生産性改善に貢献すべくICT事業を開始いたしました。その結果、当社はICT事業及びエンジニアリング事業の2つのセグメントを下記のとおり構成するに至っております。

事業の名称	主要サービス
(1) ICT事業	建設業を主な対象とした建築図面・現場管理アプリ「SPIDERPLUS」の開発・販売
(2) エンジニアリング事業	「アーマフレックス」等を使用した熱絶縁工事

ICT事業（ICT：Information and Communication Technologyの略称で、情報通信技術を指す。）

ICT事業では、建設業の現場業務をDX（デジタルトランスフォーメーション）によって生産性向上に寄与するSaaS（注1）を開発・販売しております。

具体的には、主に総合建設業及び電気・空調設備業に対して、建築図面・現場管理アプリ「SPIDERPLUS」を中心としたサービスの提供を行っております。「SPIDERPLUS」は、タブレット/スマートフォンで建設現場の図面のペーパーレス化を図るとともに、検査機器と連携してアプリの中で計測値を取り込むことで業務の効率化ができるサービスです。建設業界は人手不足と働き方改革の喫緊の課題を抱えており、厚生労働省「毎月勤労統計調査（令和2年9月確報版）」によると、2020年の建設業の年間労働時間は2,005時間と、調査対象全産業の年間労働時間1,630時間に比べ高い水準にあり、また年間出勤日数は247日と、調査対象全産業213日に比べ多くなっております。また、国土交通省「令和2年度（2020年度）建設投資見通し」によると、国内の建設投資額は2017年の61兆円（実績）から2020年の63兆円（見通し）で横ばいに推移しておりますが、日経BP「建設テック未来戦略（2020年3月16日発行）」によると、建設業界における人手不足と高齢化の影響により、建設需要に対して今後100万人の労働者が不足すると言われております。これらを背景として、（社）日本情報システム・ユーザー協会「企業IT動向調査報告書2015」及び「企業IT動向調査報告書2020」によると、2014年から2019年にかけて建設業界のIT投資額は3.7倍に増加しております。

その中で、当社の「SPIDERPLUS」は、現場のペーパーレス化と情報共有の促進を図っていくことから、労働時間の短縮化、ひいては年間出勤日数の短縮など、建設業界の生産性向上に一定の寄与ができると考えております。

また、建設業の生産体制を将来にわたって維持していくためには、若年層の入職促進と定着による円滑な世代交代が不可欠であり、当社の「SPIDERPLUS」により、建設業のIT化を推し進めることで一定の貢献ができると考えております。

ICT事業の各指標は、上記のような建設業界の環境下で、営業力及び開発力の強化を行った結果、以下のとおり順調に推移しております。

項目	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
ID数 (ID)	1,177	3,614	8,423	18,069	29,041	38,560
契約社数(社)	39	78	116	258	473	793
MRR(千円)(注)2	3,268	9,316	23,349	57,253	96,855	139,434
ARR(千円)(注)3	39,227	111,794	280,196	687,038	1,162,265	1,673,212



「SPIDERPLUS」は1 ID毎に月額利用料をお支払いいただくサブスクリプションモデルとなっており、利用開始後は継続的な売上高となります。

また、当社は、建設業出身だからこそ、充実したフォローアップが必要と考えております。営業が直接建設現場に赴いて現場説明会を実施、更に建設現場のニーズをヒアリングし、開発チームと連携して「SPIDERPLUS」の機能に反映するとともに、カスタマーサポートが顧客の困りごとをメール並びに電話で対応するなど、フォローアップ体制も強化しているため、契約社数に対する2020年12月期の月次平均解約率(注4)は0.6%と低い水準であるように、導入初期及び日々の問合せ対応について顧客満足度が高く、2020年12月期における既存顧客のNRR(注5)は145%となっております。

今後も建設業界のプラットフォームとなるべく、IoT(様々な機器との連携)やAIの活用によって、音声入力や検査記録の自動入力といった新機能開発を行うことで、建設業界の業務効率最大化を図っていきます。

- (注) 1. SaaS: Software as a Serviceの略称。IDを発行されたユーザー側のコンピュータにソフトウェアをインストールするのではなく、ネットワーク経由でソフトウェアを利用する形態のサービス。
2. MRR: Monthly Recurring Revenueの略称。対象月の月末時点における顧客との契約において定められたID単位で毎月課金される月額利用料の合計額(一時収益は含まない)。
3. ARR: Annual Recurring Revenueの略称。各年12月のMRRを12倍して算出。
4. 月次平均解約率: 「(n月の解約社数) ÷ (n-1月末時点の契約社数)」により算出した月次解約率の年平均。
5. NRR: Net Retention Rateの略称。既存顧客の売上高継続率を表しICT事業の「(2020年12月期売上高) ÷ (2019年12月期売上高)」により算出。既存顧客からの売上高のみから算出(新規顧客からの売上高を含まない)。

#### SPIDERPLUSの特徴

当社が提供する「SPIDERPLUS」は、建設現場で「SPIDERPLUS」があれば完結できるオールインワンソリューションを目指したサービスを提供しており、下記の特徴がユーザーに支持されています。

##### ① 図面管理機能

これまで、紙ベースで行っていた図面を用いた施工管理並びに検査は、「SPIDERPLUS」の図面管理機能を使うことで、便利に、かつ効率的に行うことができます。タブレットに図面を取り込み、「SPIDERPLUS」を用いて閲覧することで、今まで紙で持ち運んだり、ファイルで管理していた大量のデータがタブレット1つで持ち運びできるという最大のメリットがあります。更に、図面管理機能自体の特徴として図面の拡大、縮小が簡単に行え、図面自体に直接書き込みや、検査が必要な箇所にアイコンを設置し、設置したアイコンにメモや写真を貼り付けることで検査内容の記録ができます。



大量の図面データを  
タブレット端末で携行

図面にメモや写真を  
貼り付けて検査記録が可能

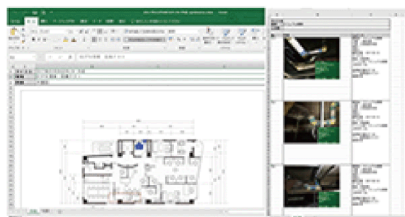
##### ② 写真管理機能

これまで、現場管理者がデジタルカメラで各種検査箇所を撮影、保存し、作業完了後オフィスに戻り、写真の突き合わせや、検査場所への貼り付けなどを行い、作業時間としても非常に負担がかかり残業時間も増加しておりました。「SPIDERPLUS」を使うことで、タブレットに付属しているカメラから撮影した画像を直接図面に貼り付けることができます。更に、「SPIDERPLUS」は写真撮影時に黒板を添付する電子小黑板機能にも対応しており、国土交通省が推奨している電子納品の指定フォーマットにも対応しています。また、「SPIDERPLUS」は撮影

した方向を矢印で表示できる点にも特徴があります。本機能により、どこから、どういう視点で撮られたのかが一目瞭然となります。写真管理機能は外部のカメラとも機能連携しており、高所での撮影や360度の写真を撮ることもできます。



電子小黒板機能



検査記録帳票の出力も簡単

### ③ オプション機能

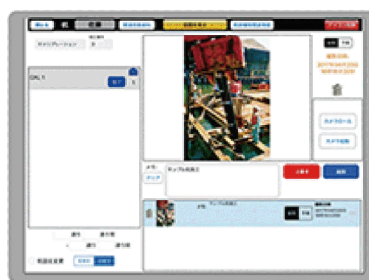
「SPIDERPLUS」は、総合建設業及び電気・空調設備業の現場で検査を行う際のオプション機能が充実しています。標準機能で最低限必要な機能は網羅しておりますが、以下のオプション機能を追加することにより、更に現場の効率化、省力化が図られます。現時点では14種類のオプション機能があり、それぞれ個別での提供と各業種向けに機能をまとめたパッケージでの提供もしております。数あるオプション機能の中で、特徴的である総合建設業向けの「杭施工記録機能」「工事進捗管理機能」「指摘管理機能」を下記で紹介いたします。

#### i) 杭施工記録機能

杭施工は、新しく建物を建築する際に、杭を地中に打ち込むことで、安定をさせる重要な工事です。「SPIDERPLUS」では杭施工の記録が残せるだけでなく、施工前、進行中、未完了などで検査項目の進捗によって色分けされて表示されます。更に各検査項目も未完了の項目が表示されることで、紙で行っていた際に頻繁にあった検査種目漏れ、検査漏れが未然に防げるようになりました。また、本機能もエクセルで簡単に出力できるため、労働時間の削減、業務効率化に貢献できます。



杭施工記録の様子



杭施工記録画面

#### ii) 工事進捗管理機能

工事進捗管理機能は、現状の工事進捗状況を記録することができ、工事進捗の見える化及びリアルタイムな情報共有が可能になり、現場管理者は、工種間の調整や次工程の計画、取引先への連絡や翌日の材料手配タイミング等のマネジメントをスムーズに行うことができ、管理業務の効率化による働き方改革に貢献できます。現場で記録した進捗情報は、情報共有だけでなく簡単に帳票出力ができるので、事務所に戻ってからの事務作業の時間削減につながります。また、現場で記録した指摘コメントや写真も出力ができるので、的確に指摘事項の共有、記録が行えます。



工事進捗管理の様子

18	301+304	301	302	303	304
19	既竣工 緑	既竣工 赤	既竣工 赤	既竣工 赤	既竣工 赤
20	既竣工 赤	既竣工 赤	既竣工 赤	既竣工 赤	既竣工 赤
21					
22	301+304	301	302	303	304
23	既竣工 赤	既竣工 赤	既竣工 赤	既竣工 赤	既竣工 赤
24	既竣工 赤	既竣工 赤	既竣工 赤	既竣工 赤	既竣工 赤
25					
26	301+304	301	302	303	304
27	既竣工 赤	既竣工 赤	既竣工 赤	既竣工 赤	既竣工 赤
28	既竣工 赤	既竣工 赤	既竣工 赤	既竣工 赤	既竣工 赤
29					

進捗管理帳票出力イメージ  
(緑：完了/赤：指摘有り/黄：施工中)

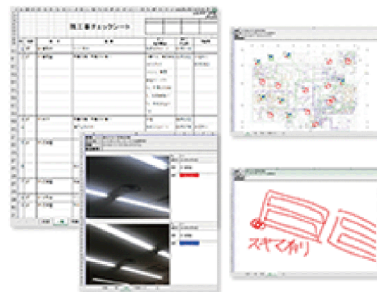
### iii) 指摘管理機能

指摘管理機能は、図面上の是正工事が必要な指摘箇所をタップ、指摘内容や業者を選択するだけで、指摘事項別や業者別に指摘事項一覧の書類出力が可能です。

是正前・是正後の現場写真を複数登録できるので、是正進捗の確認や再指摘、再是正工事などの写真を指摘箇所毎に記録できます。また、是正後の現場写真撮影時に「是正前に撮影した写真」を「参考写真」として「是正後の工事写真」内に表示させて、是正前同様のアングルで写真が撮影できるので、指摘箇所の是正前・是正工事後の比較が容易にできます。



指摘箇所毎に是正前・後の写真やメモを複数登録可能



帳票作成の手間なく、業者毎に指摘事項一覧を出力可能

その他、風量測定器、絶縁抵抗器など各種検査機器との連携を進めていくことで、更なる業務の効率化を図っています。また、「SPIDERPLUS」は、利用者数の増加に伴い、顧客内や現場内での情報共有が促進されるなど、より利用価値が高まっていく特徴もあります。

### エンジニアリング事業

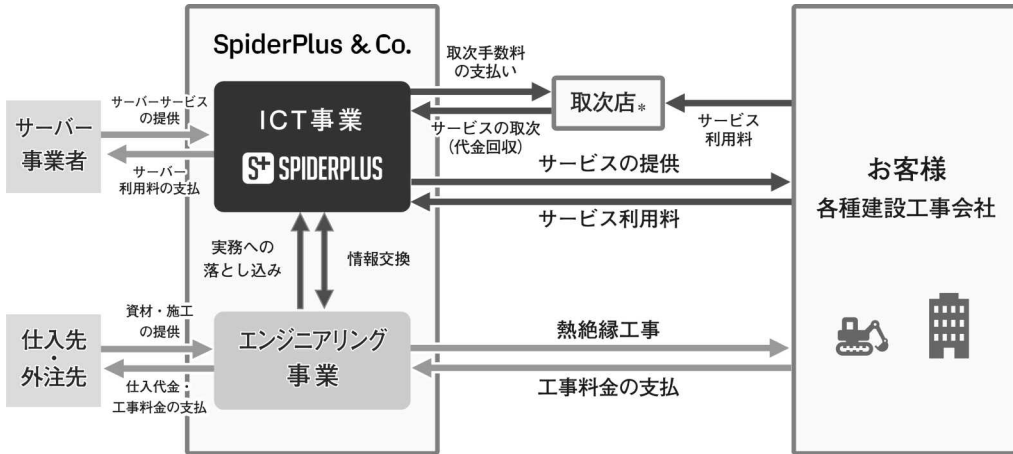
エンジニアリング事業では、当社創業期より熱絶縁工事を中心に運営しています。熱絶縁工事とは、熱を使うビルや工場などでエネルギー効率を高める(省エネルギー)ために装置や配管に断熱材を取付ける工事です。当社は、従来のガラス繊維でできたグラスウールなどの断熱材の他に、「アーマフレックス」も取り扱っております。「アーマフレックス」の特徴としましては、難燃性、耐湿性、圧縮クリープ特性(注1)が高い、フロンを使用していないので環境に優しいなどが挙げられます。当社はアーマセル社(注2)の日本認定工事店として、2002年より多くの「アーマフレックス」を使用した工事を施工しております。

当社は、従来の熱絶縁工事では空調工事、配管工事を行っている企業様からの受注のみでしたが、「アーマフレックス」を使用した工事においては、17年間の施工実績から、同業他社様からの依頼も多くなっております。

エンジニアリング事業により、建設現場で直接従事しているため、建設現場の情報をタイムリーに把握することができ、かつ建設現場での困りごと(ニーズ)の発掘に貢献しています。これをICT事業と密な情報共有を図ることで、「SPIDERPLUS」の実務への落とし込みを図っております。

- (注) 1. 圧縮クリープ特性とは、物体に継続的な圧縮負荷がかかったとしてもその物体が圧縮による変形に耐える事ができる性質を指します。なお、クリープとは、物体に一定の負荷が継続的にかかる事で時間の経過とともに物体の変形が進んでいく現象の事であります。
2. アーマセル社は、ルクセンブルクに本拠を置く保温・吸音用弾性断熱材メーカーであり、日本人である Armacell Japan株式会社にて実施される認定施工トレーニングを受けることで認定施工店となります。

事業系統図



\*取次店は、「SPIDERPLUS」の取次業務を行っており、代金回収も併せて行っております。

#### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

2021年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
95(23)	33.7	2.7	5,110

セグメントの名称	従業員数(名)
ICT事業	62(18)
エンジニアリング事業	8(-)
全社(共通)	25(5)
合計	95(23)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は( )内に最近1年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3. 全社(共通)は、CB室、社長室、管理本部等の従業員であります。  
4. 最近日までの1年間において従業員が24名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社は、「私たちは、「働く」にもっと「楽しい」を創造します。」をミッションに掲げ、お客様の課題を解決していく喜びや楽しさを通じて仕事にもっと夢中になれる世の中をつくり続けていくことを目標として、サービスの開発及び提供を行っております。

ICT事業は、ここ数年間の建設需要の増加による、業務効率化のツールとして注目されているIT製品の普及に伴い、建設業界が抱える様々な課題の問題解決につながるサービスを提供するために、事業活動に取り組んでおります。

エンジニアリング事業は、熟練工事を行うとともに、建設現場の動向を把握し、現場の困りごと（ニーズ）を把握・改善することで建設業の業務効率化を推進するサービスの実践を進めてまいります。

#### (2) 中長期的な会社の経営戦略

当社を取り巻く経営環境は、主力のICT事業において、2020年12月時点の「SPIDERPLUS」の利用者数(ID数)が前年同月比で32%増加し、引き続き堅調に推移してきております。エンジニアリング事業においても、建設需要の増加に伴い概ね順調に推移しております。

そのような環境下において、中期経営計画に基づき、以下のとおり基本方針を掲げ、更なる企業価値の向上を目指します。ICT事業は、国内外問わず建設業界の課題解決を担うために、積極的な広告宣伝及び営業人員の増強による認知拡大と拡販、また、開発人員の増強により、当社の強みでもある充実した機能の開発を、更に進めていくことで、建築分野・土木分野のあらゆる建設現場で使用できるプラットフォームとなるシステムを構築し、業務をより一層効率化できるサービスを開発します。また、図面を通じて、ビル管理や製造工場、プラントなど建設現場以外でも利用できる機能開発を継続していきます。

エンジニアリング事業は、「アーマフレックス」の施工技術を強化することで信頼を獲得し、継続的な受注を目指してまいります。

#### (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、「SPIDERPLUS」をサブスクリプションモデルで提供しているため、毎月経常的に得られる「SPIDERPLUS」の月額利用料の積み上がり状況の指標である、ARRの拡大を経営上の目標としております。その達成状況を判断する上で、MRR、ID数、導入社数を重要な指標としております。MRRは、毎月経常的に得られる「SPIDERPLUS」の月額利用料の合計額であり、経営上の目標の達成状況を把握するものです。MRRを高めていくためには、ID数、導入社数を増やしていくことが、重要であると考えております。



#### (4) 経営環境及び対処すべき課題

当社事業は、建設業界をターゲットとしており、「SPIDERPLUS」は主に総合建設業及び電気・空調設備業を中心に導入されております。建設業界は、人手不足と働き方改革の喫緊の課題を抱えています。厚生労働省「毎月勤労統計調査(令和2年9月確報版)」によると、2020年の建設業の年間労働時間は、2,005時間と調査対象全産業の年間労働時間1,630時間に比べ高い水準にあり、また年間出勤日数は、247日と調査対象全産業213日に比べ多くなっており、また、建設業界における人手不足と高齢化の影響により、建設需要に対して今後100万人の労働者が不足するとされていることから、「SPIDERPLUS」の拡大余地は大きいと考えております。このような経営環境において、当社が対処すべき主な課題は、以下のとおりです。

##### ① 優秀な人材の確保と育成

当社は、更なる事業拡大と建設業界への先進技術の提供を実現していく上で、優秀な人材を継続的に雇用し、定着させることが重要であると認識しております。人的基盤を強化するために、採用体制の強化、教育・育成、研修制度及び人事評価制度の充実等の、施策を進めてまいります。

##### ② 技術力、製品力の向上

当社のICT事業において、注目されつつある建設業のIT化が進む中で、事業機会を確実に成長につなげるためには、技術面、サービス面において一層の差別化が要求されます。技術の最新動向をキャッチアップし、効果的に反映することで技術的優位性の強化を実現してまいります。あわせて、AI(人工知能)や各検査における測定機器を取り入れた検査記録の自動入力や、プロジェクト進捗管理といった新機能開発にも着手し、研究開発体制の強化に努めてまいります。

エンジニアリング事業においては、当社の取扱い製品である「アーマフレックス」の施工品質を向上させるため、教育環境の強化に努めてまいります。

##### ③ 営業力の強化

ICT事業において、テレビCMやWeb広告を通じたオンラインマーケティングを強化し、知名度の向上を目指し、リード(見込み客)獲得の強化を図ってまいります。また、セールス部門とカスタマーサポートとの連携により、顧客ニーズを現場から吸い上げる体制をより強固にし、効率的かつ高品質なサービスを提供し、業界シェアを獲得していきます。

エンジニアリング事業においては、施工品質を強化することで信頼を獲得し、継続的な受注を目指してまいります。

##### ④ 内部管理体制の強化

当社は、急速な事業環境の変化に適応し、継続的な成長を維持していくために、内部管理体制の強化が重要であると認識しております。このため、事業規模や成長ステージに合わせ、バックオフィス機能を拡充していくとともに、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。また、事業運営上のリスク管理や定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、社外役員の登用・監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を行ってまいります。

##### ⑤ 認知度の向上、ブランドの確立

当社が、市場での存在感を高めていくためには、一層の認知度や信頼感の向上が必要となってまいります。顧客からの信頼が得られるよう、サービスの品質向上、既存顧客の満足度の向上、バブリシティ強化を通じ当社ブランドの確立及び普及に努めてまいります。

## 2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 事業環境に関する事項

#### ① 建設業界の動向について

当社の事業は、建設業を主な対象としたソリューションを提供するICT事業と、建設業であるエンジニアリング事業となっており、建設業界の景気動向の影響を受けやすい傾向があります。今後、建設業界の景気の悪化や建設需要が縮小した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。このため、当社では建設業界の景気の動向を慎重に見極め、コストコントロールを徹底することで、リスクの低減を図ってまいります。

#### ② 特定のサービス「SPIDERPLUS」への依存について

当社は、ICT事業を主力事業として位置付けており、今後も当該事業を主軸とした事業展開に注力していく方針であることから、当社の事業成長は当該事業に依存しているものと認識しております。「SPIDERPLUS」の売上が全体の7割程度であり、今後更に高まっていくものと推測されます。「SPIDERPLUS」は、すぐに契約が解約される性質のサービスでなく、併せて現場説明会の実施や、カスタマーサポート及びカスタマーサクセス体制の強化によって顧客満足度を高める施策を実施しているため、安定的な収益を見込んでおりますが、当該サービスに何らかの深刻な問題が生じた場合や、競合企業や新規参入企業との競争激化等が、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ③ 競争環境について

当社のICT事業の分野においては、既に数多くの競合企業が存在しております。また、当該事業分野が成長市場であること及び大きな参入障壁がないことから、今後、他社の新規参入により競争が激化する可能性があります。

当社では、引き続き顧客のニーズを汲んだ製品・サービスの提供を進め、また、営業力の強化による導入社数及び利用者数の増加、並びにカスタマーサポート及びカスタマーサクセス体制の強化による高い顧客満足度により競争力を高めていく方針であります。競合企業の営業方針、価格設定及び提供する製品・サービス等は、当社が属する市場に影響を与える可能性があり、これらの競合企業に対して効果的な差別化を行うことができず、当社が想定している事業展開が図れない場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ④ 技術革新への対応について

当社の主力サービスである「SPIDERPLUS」は、インターネット関連技術に基づき事業展開しておりますが、インターネット関連分野は新技術の開発及びそれに基づく新サービスの導入が相次いで行われており、非常に変化の激しい業界となっております。例えば、「SPIDERPLUS」を利用するためのデバイスであるタブレットやスマートフォンなどの端末の技術については、技術革新が急速に進んでおり、新技術に対応した新しいサービスが相次いで展開されております。

当社では、積極的に新技術や新サービスの活用を行っていく方針であります。このような技術革新に対する当社の対応が遅れた場合には、当社の競争力が低下する可能性があります。更に、新技術への対応のために追加的なシステム、人件費などの支出が拡大する可能性もあります。このような場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ システムリスクについて

当社のICT事業は、PC、タブレット、スマートフォン、コンピュータシステムを結ぶ通信ネットワークに依存しており、自然災害や事故(社内外の人的要因によるものを含む)等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社の事業及び業績は影響を受けます。

また、当社のサービスは、外部クラウドサーバー(アイテック阪急阪神株式会社(以下、「アイテック社」))が提供するマネージドサービスにて提供しており、当該クラウドサーバーの安定的な稼働が当社の事業運営上、重要な事項となっております。当社では、外部クラウドサーバーに起こりうる障害発生時の対応を記したフローチャート並びに、対応マニュアルを作成して管理・運用を行っております。また、アイテック社では当該クラウドサーバーの稼働状況を常時監視し、障害の発生又はその予兆を検知した場合には、当社の役職員に連絡が入り、早急に復旧するための体制を整えております。また、当社ではアイテック社に対して、月次の報告会及び半期毎のセキュリティチェックに関する書面での確認などを行い、業務の適切性を確認しております。

しかしながら、システムエラー、人為的な破壊行為、自然災害等や当社の想定していない事象の発生により、クラウドサーバーが停止した場合や、コンピュータ・ウイルスやクラッカーの侵入その他の不具合等によりシステム障害が生じた場合、アイテック社との契約が解除される等により当該クラウドサーバーの利用が継続できなくなった場合には、顧客への損害の発生、当社の追加費用負担、又は当社のブランドの毀損などにより、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ システムリニューアルについて

当社のサービスは、販売開始から10年以上稼働しており、改修を重ねたことでシステムが複雑化しています。その結果、必要以上に改修工数や障害対応工数がかかる場合があるため、2021年12月期中を目途にシステムリニューアルを行い、改修や障害対応への高速化を予定しております。またシステムリニューアルにかかる障害や、不具合の発生リスクに対しては、十分なテストを行っただけでのリリースだけでなく、部門横断的なプロジェクトチームにより多方面からの検討を行って備えております。またリリース後、何らかの理由で大きな障害が発生し、すぐに復旧ができない際には、改めて既存のシステムでの利用ができる体制となっております。しかしながら、想定しえない理由により、システムリニューアルの障害や不具合が発生し、システムリニューアルが遅れた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ Apple Inc. の動向について

当社のサービス「SPIDERPLUS」は、iOSアプリとして「Apple Developer Program License Agreement」に基づきApple Inc. が運営するプラットフォーム上において提供しており、システム基盤を当該プラットフォームに依存しております。また、当社のシステムがApple Inc. 側の要件を十分に満たさない等の理由により、不相当であると判断され、システム提供に関する契約を締結、または継続できない場合がないように、アプリのアップデート時に常に審査を受け適切性を担保するようにしております。しかしながら、Apple Inc. の事業方針の変更や手数料率の変動等があった場合、及びApple Inc. において不測の事態が発生した場合など、Apple Inc. を介してユーザーに当社システムを提供できなくなる場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。なお、本書提出日現在において、契約継続等に影響を及ぼす事態は発生しておりません。

⑧ 自然災害等について

大地震や台風等の自然災害や事故等により、当社の事業活動に必要な設備の損壊や電力供給の制限等の事象が発生した場合、当社が提供するサービスの継続に支障をきたす場合があります。また、損害を被った設備等の修復や、被害を受けた従業員に対する補償等の費用が発生する可能性があります。事業環境の変化に応じてバックアップサーバーの整備等により柔軟な対応を図っていく方針ですが、これらの事象が発生した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑨ 新型コロナウイルスの影響について

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、景気の後退懸念や先行き不透明感が増している状況となっております。今後の新型コロナウイルスの感染拡大による事業の影響については、今後の状況を注視してまいります。このような状況のもと、当社の主力製品である「SPIDERPLUS」の月額利用料における収入は、リード獲得やアポイント獲得の遅れ、顧客企業内での検討の長期化等といった影響が顕在化しているものの、オンラインマーケティングによるリード獲得に注力するとともに、オンラインでの顧客面談等により営業活動を進めるなど、事業環境の変化に対して柔軟な対応を図っており、引き続き高い安定性を維持しています。しかしながら、本書提出日現在においても、新型コロナウイルスの収束の時期について明確な見通しは立っており、今後収束時期やその他状況の変化により、当社の営業活動へ支障が出たり、また、当社の顧客の業績が悪化し、当社サービスが解約に至った場合など、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 事業体制に関する事項

#### ① 顧客から預かる情報の管理について

当社は、サービス利用者の登録情報等を利用していることから、「個人情報保護法」が定める個人情報取扱事業者であります。

当社は、個人情報の外部漏洩、改竄等の防止のため、個人情報の厳正な管理を事業運営上の重要課題と位置付けており、個人情報取扱管理規程、秘密情報管理規程など、重要な情報資産の保護に関する規程等を整備運用するとともに、個人情報・機密事項を格納するファイルサーバーへの適切なアクセス権限の付与や、パソコンと外部記憶媒体の接続を物理的に不可とするなど、重要な情報資産の管理について組織的かつ技術的、物理的な安全管理措置を講じております。また、すべての役員・従業員を対象に情報セキュリティ教育を実施するとともに「機密保持及び個人情報管理に関する誓約書」を徴求するなど、個人情報を含む重要な情報資産の保護並びに外部漏洩の未然防止に努めております。加えて、当社では情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)のISO27001認証を取得しています。

しかしながら、万が一、外部からの不正アクセス等を防止できず、個人情報等を含む重要な情報が社外に漏洩した場合、風評被害や社会的信用の失墜により、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、情報漏洩に起因して第三者に何らかの損害が発生した場合には、当社が損害賠償請求の対象となる可能性もあります。

#### ② 想定以上の解約が生じるリスクについて

当社の主力サービスである「SPIDERPLUS」は、サブスクリプションモデルであることから、当社の継続的な成長には、新規顧客の獲得のみならず、既存顧客の継続が重要であると考えております。

既存顧客の継続については、機能の開発やサポートの充実により、継続率の維持・向上を図っております。予算及び経営計画には、実績をもとに一定の解約率を踏まえた継続率を見込んでおりますが、「SPIDERPLUS」の魅力の低下、追加機能やサポートに対する満足度の低下などにより、当社の想定以上の解約が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ③ オプション開発を含む機能の充実が想定とおりに進まないことによるリスクについて

当社では、「SPIDERPLUS」のオプション開発を含む機能の充実について、最新の技術動向に関する情報収集、優秀な人材の確保や教育によるノウハウの蓄積などにに基づき積極的に取り組んでおります。

しかしながら、何らかの理由で開発が想定とおりに進まなかった場合には、販売戦略へ支障がでるなど、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 販売取次パートナー企業との関係について

当社は、「SPIDERPLUS」の事業拡大を図るにあたって、国内のパートナー企業と販売取次契約を締結し、販売の取次並びに債権回収などを委託しており、現状では大口取引先などを含め、全体売上の半数程度の債権回収をジャパンギャランティサービス(株)に依頼しており、2019年12月31日時点の貸借対照表における営業債権のうち、58%が特定の大口取次店に対するものであります。

当社は、パートナー企業に対して、営業・技術支援の強化を推進しており、毎月定例の情報交換の場を設けるなど、各パートナー企業との契約に基づき、安定的かつ長期的な取引関係の構築に努めております。しかしながら今後において、主要取次パートナー企業との取引関係継続が困難となった場合や各社の事業戦略に変化が生じた場合、及び信用リスクが生じた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 特定の人物への依存に係るリスクについて

当社創業者である伊藤謙自は、当社の代表取締役社長かつ大株主(本書提出日現在において議決権保有割合68.1%)であり、当社の経営方針や事業戦略の立案・決定における中枢として、重要な役割を果たしております。同氏は、業界内での知名度も高く、総合的に当社の経営に多大な影響力を有しております。

当社においては経営幹部として代表取締役社長以外の社内取締役4名に加え、執行役員3名を任命し、権限移譲を進めることで、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めております。

しかしながら、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 人材の確保及び育成について

当社において、優秀な人材の確保、育成及び定着は最重要課題であり、将来に向けた積極的な採用活動、人事評価制度の整備や研修の実施等の施策を通じ、社内リーダー層への幹部教育、新入社員及び中途入社社員の育成、定着に取り組んでおります。しかしながら、必要な人材が十分に確保・育成できなかった場合、又は採用後の人材流出が進んだ場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を与える可能性があります。

⑦ 内部管理体制について

当社は、企業価値の持続的な増大を図るにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、更に健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要と認識しており、内部管理体制の充実に努めております。しかしながら、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 継続的な先行投資と赤字計上について

当社の主力サービスである「SPIDERPLUS」は、サブスクリプションモデルであり、早急な市場シェアの獲得が重要であると考えております。市場シェア獲得のためには、既存顧客からの追加IDの獲得に加え、新規顧客の獲得が重要であります。2020年12月期は新型コロナウイルスの感染拡大を受け、新規商談獲得方法を従前の展示会からデジタルマーケティング中心の方法へシフトすることにいたしました。また、市場シェアを獲得するためには、顧客ニーズに即した魅力的なプロダクトを提供し続ける必要があると考えております。そのために、先行的に顧客ニーズに即したプロダクトを提供するためのシステム開発人員及び営業人員に係る人件費、並びに新規商談数獲得や「SPIDERPLUS」の認知度向上のためのマーケティング活動費用として広告宣伝費を投下し、2020年12月期第4四半期以降、継続的に先行投資を実施する方針としています。また、今後一定期間については、黒字化よりも売上高成長率を重視して経営していく方針です。

当社では、収益性の向上に努め、具体的にはユニットエコノミクス(注1)などを参考指標とし、費用対効果を見ながら、先行的な投資を継続的に実施する方針により、一定期間においては赤字計上の継続を想定しております。経営環境の急激な変化、その他本「事業等のリスク」に記載のリスクの顕在化等により、これらの先行投資が想定どおりの成果に繋がらなかった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、当該方針に基づき2020年12月期第4四半期にTVCMを主とした広告宣伝による先行投資を実施した結果、2020年12月期第3四半期累計期間には181,907千円の営業利益を計上しておりますが、2020年12月期第4四半期会計期間において営業損失を計上しております。

(単位：千円)

	2020年12月期 第3四半期累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)	2020年12月期 通期会計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	1,454,331	1,973,405
売上総利益	750,856	1,048,746
営業利益	181,907	112,984

- (注) 1 ユニットエコノミクスとは、「(1契約あたりの生涯に生み出す収益(Life Time Value))÷(1契約あたりの顧客獲得コスト(Customer Acquisition Cost))」を表し、当社では「(対前月増加MRR×粗利率÷社数ベースの月次解約率)÷(ICT事業に係る月次人件費+広告宣伝費+地代家賃+販売手数料+交通費等営業費用)」により算出しております。
2. 2020年12月期の通期の数値については、監査法人による監査は未了であり、監査報告書は受領していません。
3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。



### (3) 法的規制に関する事項

#### ① 知的財産権について

当社は、第三者の特許権、商標権、意匠権等(以下、「知的財産権」という。)に抵触することを回避するため、事前の調査、検討及び評価等を随時実施しております。また、関係部署に所属する役員及び従業員に対して定期的な研修を実施する等、内部管理体制の強化に努めております。

しかしながら、当社事業分野における知的財産権の状況を完全に把握することは困難であることから、当社の事業に関連する知的財産権について、第三者における、当社が認識しない知的財産権が既に存在した場合又は新たな特許等が成立した場合、当該第三者より知的財産権の侵害を理由とした損害賠償又は使用差止等の請求を受ける可能性があり、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ② 訴訟について

当社では、コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的に、コンプライアンス規程を整備し従業員へ周知することで、法令違反などの発生リスクの低減に努めており、本書提出日現在において業績に影響を及ぼす訴訟や係争は生じておりません。

しかしながら、今後なんらかの事情によって当社に関連する訴訟、紛争が行われる可能性は否定できず、係る事態となった場合、その経過又は結果によっては、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) その他の事項

#### ① 調達資金の使途について

当社が計画している公募増資及び自己株式の処分による調達資金については、主に既存事業の拡大に係る人件費、その採用費、広告宣伝費及びシステム開発費、システムリニューアル費、借入金の返済などに充当する予定であります。しかしながら、当社が属する業界においては変化が著しく、環境変化に柔軟に対応するため、調達資金を現時点における資金使途計画以外の使途へ充当する可能性があります。また、当初の計画に沿って調達資金を使用した場合でも、想定していた投資効果を上げられない可能性もあります。このような場合、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ② ストック・オプションの行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社取締役及び従業員に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとしてストック・オプションを付与しているほか、今後も優秀な人材確保のためストック・オプションを発行する可能性があります。

これらのストック・オプションが権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する1株当たりの株式価値を希薄化させる可能性があります。なお、本書提出日現在、これらのストック・オプションによる潜在株式数は4,300,000株(うち上場後1年以内に行使可能な潜在株式数は933,200株)であり、発行済株式総数(自己株式を除く)28,588,100株の15.0%に相当しております。

#### ③ 税務上の繰越欠損金について

当社は、2019年12月期末時点において、税務上の繰越欠損金170,186千円を有しております。今後、当社の業績が事業計画どおりに推移した場合は2023年12月期で当該繰越欠損金が解消する見込みです。一方、当社の業績が事業計画どおりに順調に推移しない場合には、繰越欠損金を使用できなくなることによって繰越欠損金が回収不能となるリスクがあることから、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。



### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という)の状況の概要は次のとおりであります。

##### ① 財政状態及び経営成績の状況

###### a 経営成績

第21期事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当事業年度におけるわが国の経済は、米中貿易摩擦の悪化や、中国や欧州も含めた世界経済が減速しつつある影響を受け、輸出や生産の弱さが続いているものの、内需の底堅さが見られ緩やかに回復を続けております。

当社の経営環境としては、都市部を中心とした大型の再開発案件等の進捗に対し、労働需給が引き続きひっ迫しており、建設業界各社が生産性向上を求められております。その中で「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が2019年4月に施行し、働き方改革への関心が更に集まり、それに対応するサービスの需要が継続しております。

このような経営環境のもと、当社のサービスが業務効率化のニーズにマッチし、「SPIDERPLUS」の利用者数は順調に増加しました。

上記の結果、当事業年度における売上高は、1,286,109千円(前事業年度比41.5%増)となりました。営業利益は、64,538千円(前事業年度は117,690千円の損失)、経常利益は、59,458千円(前事業年度は123,809千円の損失)、当期純利益は、63,142千円(前事業年度は124,899千円の損失)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

###### ICT事業

当セグメントにおきましては、売上高は、959,467千円(前事業年度比73.7%増)、セグメント利益(営業利益)は、275,674千円(前事業年度比95.2%増)となりました。

###### エンジニアリング事業

当セグメントにおきましては、売上高は、326,641千円(前事業年度比8.4%減)、セグメント利益(営業利益)は、44,751千円(前事業年度比4.8%減)となりました。

第22期第3四半期累計期間(自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴う景気の後退懸念や先行き不透明感が増している状況となっております。

足元では、新型コロナウイルスの影響により、リード獲得やアポイント獲得の遅れ、顧客企業内での検討の長期化等といった影響が顕在化しておりますが、当社が関連する建設業界におきましては、人手不足や働き方改革の影響から、デジタルトランスフォーメーションによる効率化を推進する企業が増加するなど、IT投資への意欲は引き続き旺盛に推移しております。

このような状況のもとで、当第3四半期累計期間の当社の売上高は、1,454,331千円、営業利益は、181,907千円、経常利益は、178,819千円、四半期純利益は、173,208千円となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

###### ICT事業

働き方改革の影響等により建築図面・現場管理アプリである「SPIDERPLUS」の利用者数は順調に増加しております。売上高は、1,063,078千円、セグメント利益(営業利益)は、371,897千円となっております。

###### エンジニアリング事業

「アーマフレックス」等を使用した熱絶縁工事の受注が好調であります。売上高は、391,253千円、セグメント利益(営業利益)は、66,263千円となっております。

## b 財政状態

第21期事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当事業年度末における総資産は、前事業年度末に比べ141,495千円(19.5%)増加し、866,466千円となりました。

流動資産は、前事業年度末に比べ132,215千円(20.2%)増加し、786,995千円となりました。これは主に売上増加に伴い受取手形及び売掛金並びに電子記録債権が66,460千円(40.9%)増加したこと、2020年完成予定の大型工事案件の仕掛により未成工事支出金が58,047千円(133.4%)増加したことなどによるものです。

固定資産は、前事業年度末に比べ9,279千円(13.2%)増加し、79,470千円となりました。これは、主に本社オフィスの拡大に伴う保証金の支払3,032千円(44.2%)と、繰延税金資産が3,030千円増加したことなどによるものです。

流動負債は、前事業年度末に比べ130,809千円(47.7%)増加し、405,023千円となりました。これは主に短期借入金47,240千円(94.5%)増加したこと、大型工事案件の進捗による出来高請求に伴い未成工事受入金が63,204千円(205.0%)増加したことなどによるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べ53,057千円(31.6%)減少し、114,835千円となりました。これは主に各借入先銀行への返済により長期借入金が39,056千円(26.8%)減少したこと、長期未払金が一括支払により12,132千円減少したことなどによるものであります。

上記の結果として、負債合計は519,859千円となり、前事業年度に比べ77,752千円(17.6%)増加いたしました。

純資産は、資本金及び資本準備金320,512千円を減資して欠損填補に充当したこと、当期純利益を計上したことより利益剰余金が63,142千円増加したため、前事業年度末に比べ63,742千円(22.5%)増加し、346,607千円となりました。

第22期第3四半期累計期間(自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)

当第3四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ64,795千円(7.5%)増加し、931,262千円となりました。

流動資産は、前事業年度末に比べ64,420千円(8.2%)増加し、851,415千円となりました。これは主に大型工事案件が完成したことにより未成工事支出金が63,542千円(62.6%)減少したものの、当該工事案件に対する入金に伴い現金及び預金が78,522千円(19.2%)、売上増加に伴い受取手形及び売掛金並びに電子記録債権が45,864千円(20.0%)増加したことなどによるものであります。

流動負債は、前事業年度末に比べ66,354千円(16.4%)減少し、338,669千円となりました。これは主に未払消費税等が29,502千円(146.1%)増加したものの、大型工事案件の完成により未成工事受入金が75,359千円(80.1%)減少したことなどによるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べ42,057千円(36.6%)減少し、72,777千円となりました。これは主に各借入先銀行への返済に伴い、長期借入金が43,719千円(40.9%)減少したことなどによるものであります。

上記の結果として、負債合計は411,446千円となり、前事業年度に比べ108,412千円(20.9%)減少いたしました。

純資産は、四半期純利益を計上したことにより利益剰余金が173,208千円(277.0%)増加したため、前事業年度末に比べ173,208千円(50.0%)増加し、519,815千円となりました。

② キャッシュ・フローの状況

第21期事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当事業年度末における現金及び現金同等物は、365,480千円(前事業年度末比0.8%減)となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、獲得した資金は、20,509千円(前事業年度は97,146千円の使用)となりました。

これは主に、増加要因として税引前当期純利益を59,458千円(前事業年度は124,189千円の税引前当期純損失)計上したこと、未成工事受入金の増加額63,204千円(前年同期は4,501千円増加)があった一方で、減少要因としてたな卸資産の増加額△56,459千円(前年同期は△10,880千円増加)、売上債権の増加額△66,460千円(前年同期は△89,402千円増加)等があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は、17,497千円(前事業年度は417千円の使用)となりました。

これは主に、本社事務所の増床などの固定資産の取得による支出17,250千円(前年同期は3,031千円支出)によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、使用した資金は、6,113千円(前事業年度は261,969千円の獲得)となりました。

これは主に、短期借入金による増減額の収入47,240千円(前年同期は39,000千円の増減額の収入)、長期借入金の返済による支出41,821千円(前年同期は66,672千円の返済による支出)、長期未払金の返済による支出12,132千円(前年同期は10,345千円の返済による支出)によるものです。

③ 生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当社は、生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

b 受注実績

当社は、受注生産を行っていませんので、受注実績に関する記載はしていません。

c 販売実績

第21期事業年度及び第22期第3四半期累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第21期事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)		第22期第3四半期累計期間 (自2020年1月1日 至2020年9月30日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
ICT事業	959,467	173.7	1,063,078
エンジニアリング事業	326,641	91.6	391,253
合計	1,286,109	141.5	1,454,331

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 主な相手先別の記載については、相手先別の販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、当事業年度末における財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要とされております。当社は、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。そのため実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は後記「第5 経理の状況 1 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

第21期事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(売上高)

当事業年度の売上高は、1,286,109千円(前事業年度比41.5%増)となりました。

ICT事業においては、「SPIDERPLUS」の既存顧客の売上高伸長と新規の顧客獲得の結果、既存ID数が29,041(前年同期比60.7%増)、契約社数が473社(前年同期比83.3%増)に増加し、売上高は959,467千円(前年同期比73.7%増)となりました。

一方、エンジニアリング事業は2019年の大型工事案件が工期延長等により2020年度に繰越した影響等により、売上高は326,641千円(前年同期比8.4%減)となりました。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度の売上原価は、620,638千円(前年同期比20.3%増)となりました。

ICT事業部においては、主に社員数やSES人員が増加したこと、サーバー切り替えによるサーバー費用が増加したことにより、344,599千円(前年同期比63.6%増)となりました。

エンジニアリング事業では売上高が減少したことにより、276,039千円(前年同期比9.6%減)となりました。

上記の結果として、当事業年度における売上総利益は、665,470千円(前年同期比69.3%増)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は、主にICT事業の営業体制の強化に伴う営業人員の増加による人件費及び採用コストの増加などにより、600,931千円(前年同期比17.6%増)となりました。

上記の結果として、当事業年度における営業利益は64,538千円(前事業年度は117,690千円の営業損失)となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当事業年度の営業外収益は、861千円となりました。これは主に受取利息及び取引先からの社長賞収入であり、前事業年度から重要な変動はありません。

当事業年度の営業外費用は、5,941千円となりました。これは主に支払利息であり、前事業年度から重要な変動はありません。

上記の結果として、当事業年度における経常利益は、59,458千円(前事業年度は123,809千円の経常損失)となりました。

(特別損失、当期純利益)

当事業年度の特別利益及び特別損失は、発生しておりません(前事業年度は特別損失379千円)。その結果、税引前当期純利益は59,458千円(前事業年度は税引前当期純損失124,189千円)となりました。

上記から、法人税等が1,240千円(前事業年度比23.9%増)、繰延税金資産の計上による法人税等調整額が△4,924千円生じたことにより、当事業年度の当期純利益は、63,142千円(前事業年度は当期純損失124,899千円)となりました。

(単位：千円)

項目	2019年12月期			
	第1四半期 会計期間	第2四半期 会計期間	第3四半期 会計期間	第4四半期 会計期間
売上高	284,569	301,890	331,394	368,255
売上総利益	154,157	137,967	173,737	199,607
販売費及び一般管理費	122,687	137,534	147,068	193,642
営業利益	31,470	433	26,669	5,964

第22期第3四半期累計期間(自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)

(売上高)

新型コロナウイルスの影響により、リード獲得やアポイント獲得の遅れ、顧客企業内での検討の長期化等といった影響が顕在化しておりますが、当社が関連する建設業界におきましては、人手不足や働き方改革の影響から、デジタルトランスフォーメーションによる効率化を推進する企業が増加するなど、IT投資への意欲は引き続き旺盛に推移しております。

このような状況のもとで、当第3四半期累計期間における売上高は、1,454,331千円となりました。

ICT事業では、「SPIDERPLUS」のID数及び契約社数の増加により、売上高は、1,063,078千円となりました。

一方、エンジニアリング事業は、2019年度から繰越された工事を含む大型工事案件の完成により、売上高は、391,253千円となりました。

(売上原価、売上総利益)

当第3四半期累計期間の売上原価は、主にICT事業部における社員数やSES人員の増加とサーバー切り替えによるサーバー費用の増加のほか、エンジニアリング事業の売上高増加により売上原価が増加したことなどにより、703,474千円となりました。

上記の結果として、当第3四半期累計期間における売上総利益は、750,856千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当第3四半期累計期間の販売費及び一般管理費は、主にICT事業の営業体制の強化に伴う営業人員の増加による人件費及び採用コストの増加などにより、568,949千円となりました。

上記の結果として、当第3四半期累計期間における営業利益は、181,907千円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当第3四半期累計期間の営業外収益は、27千円となりました。これは受取利息が主であり、前事業年度から重要な変動はありません。当第3四半期累計期間の営業外費用は、3,115千円となりました。これは支払利息であり、前事業年度から重要な変動はありません。

上記の結果として、当第3四半期累計期間における経常利益は、178,819千円となりました。

(特別損失、四半期純利益)

当第3四半期累計期間の特別損失は、9千円計上されております。当第3四半期累計期間において税引前四半期純利益が178,810千円計上されたことに加え、法人税等が5,601千円生じたことにより、当第3四半期累計期間の四半期純利益は、173,208千円となりました。

(単位：千円)

項目	2020年12月期		
	第1四半期会計期間	第2四半期会計期間	第3四半期会計期間
売上高	473,111	534,404	446,815
売上総利益	238,368	258,321	254,165
販売費及び一般管理費	172,450	190,393	206,105
営業利益	65,918	67,928	48,060

③ 資本の財源及び資金の流動性

当事業年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「(1)経営成績等の状況②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社は、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。運転資金は自己資金及び金融機関からの借入金を基本としております。また、持続的な成長を図るため建設ICTをはじめとした既存事業の拡大と新規開発を行っており、これらに必要な資金については必要に応じて多様な資金調達を実施しております。

④ 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の進捗について

当社は、「SPIDERPLUS」をサブスクリプションモデルで提供しているため、毎月経常的に得られる「SPIDERPLUS」の月額利用料の積み上がり状況の指標であるARRの拡大を経営上の目標としております。その達成状況を判断する上で、MRR、ID数、契約社数を重要な指標としております。MRRは、毎月経常的に得られる「SPIDERPLUS」の月額利用料の合計額であり、経営上の目標の達成状況を把握するものです。MRRを高めていくためには、ID数、契約社数を増やしていくことが重要であると考えております。なお、過年度の各指標の推移は以下のとおりです。

項目	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
ID数(ID)	1,177	3,614	8,423	18,069	29,041	38,560
契約社数(社)	39	78	116	258	473	793
MRR(千円)	3,268	9,316	23,349	57,253	96,855	139,434
ARR(千円)	39,227	111,794	280,196	687,038	1,162,265	1,673,212

⑤ 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業体制、法的規制等様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があると認識しております。

そのため、当社は常に外部環境の変化に留意しつつ、内部管理体制の強化、優秀な人材の確保及び育成等により、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

⑥ 経営者の問題意識と今後の方針

当社は、「私たちは、“働く”にもっと「楽しい」を創造します。」をミッションに事業を行っております。当社の事業を通じて、自身の才能や情熱を最大限発揮できるような場所で働くことができる環境を作ることで、豊かな社会の発展に寄与したいと考えております。そのために、当社の経営陣は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の様々な課題に対して、最大限に入手可能な情報に基づき現在の事業環境を確認し、最善の経営方針を立案するよう努めていく必要があると認識しております。



#### 4 【経営上の重要な契約等】

(1) スマートフォン・タブレット端末向けアプリプラットフォーム運営事業者との契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
Apple Inc.	米国	Apple Developer Program License Agreement	2011年7月26日	1年間 (1年毎に更新)	iOS搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する契約

#### 5 【研究開発活動】

第21期事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

第22期第3 四半期累計期間（自 2020年1月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

第21期事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当事業年度の設備投資等の総額は、18,609千円であります。その主なものは、従業員が使用するノートPCと本  
社オフィス拡大に伴う備品であります。

第22期第3四半期累計期間(自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)

当第3四半期累計期間の設備投資等の総額は、15,464千円であります。その主なものは、従業員が使用するノ  
ートPCであります。

## 2 【主要な設備の状況】

2019年12月31日現在における主要な設備の状況は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備 の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	車両 運搬具	工具 器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都豊島区)	本社	事務所 社用車 パソコン 什器等	30,622	6,809	4,022	3,057	44,511	9
	ICT事業	パソコン 等	—	—	5,676	2,463	8,139	42
大阪営業所 (大阪府大阪市北 区)	ICT事業	事務所 パソコン	915	—	1,084	—	2,000	6
戸田ラボラトリー (埼玉県戸田市)	エンジニア リング事業	事務所 工場 社用車 パソコン 什器等	791	3,854	4,699	—	9,345	8

- (注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。  
 2. 現在休止中の主要な設備はありません。  
 3. 従業員数は就業人員であります。  
 4. 上記の他、主要な賃借物件は以下のとおりであります。

事業所名(所在地)	設備の内容	年間賃借料(千円)
本社(東京都豊島区)	事務所	32,750
大阪営業所(大阪府大阪市北区)	事務所	4,038
戸田ラボラトリー(埼玉県戸田市)	工場 事務所	5,257

### 3 【設備の新設、除却等の計画】(2021年1月31日現在)

#### (1) 重要な設備の新設等

事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月	
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了
本社	東京都 豊島区	ICT事業	システム リニューアル費	314,500	14,361	増資資金 及び借入金	2020年 10月	2021年 12月

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	115,000,000
計	115,000,000

- (注) 1. 2020年11月13日開催の取締役会決議により、2020年12月8日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は72,230,400株増加し、72,960,000株となっております。
2. 2020年12月21日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、同日付で発行可能株式総数は42,040,000株増加し、115,000,000株となっております。

##### ② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	28,808,100	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	28,808,100	—	—

- (注) 1. 2020年11月13日開催の取締役会決議により、2020年12月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は28,520,019株増加し、28,808,100株となっております。
2. 2020年11月13日開催の取締役会決議により、2020年12月8日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

## (2) 【新株予約権等の状況】

### ① 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。  
当該制度の内容は、次のとおりであります。

#### 第1回 新株予約権(2017年10月27日株主総会決議)

決議年月日	2017年11月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 5(注)6
新株予約権の数(個)※	9,000[8,000](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 9,000[800,000](注)1. 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	12,000[120](注)2. 5
新株予約権の行使期間※	自 2019年11月21日 至 2027年10月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 12,000[120](注)5 資本組入額 6,000[60](注)5
新株予約権の行使の条件※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)4

※最近事業年度の末日(2019年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。ただし、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 主な行使条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。
- ② 新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

#### 4. 組織再編に伴う新株予約権の承継

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権割当契約書に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - ⑦ 再編対象会社による新株予約権の取得  
新株予約権割当契約書に準じて決定する。
  - ⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権割当契約書に準じて決定する。
5. 2020年11月13日開催の取締役会決議により、2020年12月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 従業員の退職等による権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員4名となっております。



第2回 新株予約権(2017年10月27日株主総会決議)

決議年月日	2017年12月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3
新株予約権の数(個)※	1,500(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 1,500[150,000](注)1. 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	12,000[120](注)2. 5
新株予約権の行使期間※	自 2019年12月20日 至 2027年10月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 12,000[120](注)5 資本組入額 6,000[60](注)5
新株予約権の行使の条件※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)4

※最近事業年度の末日(2019年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。ただし、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 主な行使条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。
- ② 新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

#### 4. 組織再編に伴う新株予約権の承継

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権割当契約書に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - ⑦ 再編対象会社による新株予約権の取得  
新株予約権割当契約書に準じて決定する。
  - ⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権割当契約書に準じて決定する。
5. 2020年11月13日開催の取締役会決議により、2020年12月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回 新株予約権(2019年3月29日株主総会決議)

決議年月日	2019年3月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1(注)6
新株予約権の数(個)※	1,000(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 1,000[100,000](注)1.5
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	16,500[165](注)2.5
新株予約権の行使期間※	自 2021年3月30日 至 2029年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 16,500[165](注)5 資本組入額 8,250[82.5](注)5
新株予約権の行使の条件※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)4

※最近事業年度の末日(2019年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。ただし、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 主な行使条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。
- ② 新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

#### 4. 組織再編に伴う新株予約権の承継

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権割当契約書に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - ⑦ 再編対象会社による新株予約権の取得  
新株予約権割当契約書に準じて決定する。
  - ⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権割当契約書に準じて決定する。
5. 2020年11月13日開催の取締役会決議により、2020年12月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 当社取締役就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名となっております。

第4回 新株予約権(2019年3月29日株主総会決議)

決議年月日	2019年11月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 3 従業員 5
新株予約権の数(個)※	7,500(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 7,500[750,000](注)1. 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	16,500[165](注)2. 5
新株予約権の行使期間※	自 2021年11月16日 至 2029年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 16,500[165](注)5 資本組入額 8,250[82.5](注)5
新株予約権の行使の条件※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)4

※最近事業年度の末日(2019年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。ただし、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 主な行使条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。
- ② 新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

#### 4. 組織再編に伴う新株予約権の承継

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権割当契約書に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - ⑦ 再編対象会社による新株予約権の取得  
新株予約権割当契約書に準じて決定する。
  - ⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権割当契約書に準じて決定する。
5. 2020年11月13日開催の取締役会決議により、2020年12月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回 新株予約権(2019年12月23日株主総会決議)

当社の代表取締役社長は、現在及び将来の当社及びその子会社・関連会社(以下「当社等」という。)の取締役(委託者とその親族を除く。)、監査役及び従業員(以下「役職員」)に対する長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、2019年12月13日開催の取締役会決議に基づき、2019年12月24日付で顧問社会保険労務士である安藤龍平を受託者として「時価発行新株予約権信託」(以下「本信託(第5回新株予約権)」という。)を設定しており、当社は、本信託(第5回新株予約権)に基づき、安藤龍平に対して、第5回新株予約権(2019年12月23日臨時株主総会決議)を発行しております。当社新株予約権は、複合金融商品であるためストック・オプション制度には該当しないものの、将来の功績評価を基に、将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することにより、中期的な企業価値向上につながるインセンティブ付与を目的としており、ストック・オプション制度に準ずるものであります。

本信託(第5回新株予約権)の内容は次のとおりであります。

名称	単独運用・特定金外信託(新株予約権活用型インセンティブプラン)
委託者	伊藤 謙自
受託者	安藤 龍平
受益者	受益者適格要件を満たす者(受益者確定事由の発生後一定の手続きを経て)
信託契約日 (信託期間開始日)	2019年12月24日
信託の種類と新株予約権数	(A01)5,000個 (A02)5,000個 (A03)5,000個
信託期間満了日	(A01)(A02)(A03)本新株予約権の引き渡しと同時に受益者の受益権は消滅するものとし、本信託は目的を達成したものとして直ちに終了する。 なお、新株予約権の交付対象者は以下の日に指定される。但し、営業日でないときは翌営業日とする。 (A01)当社株式が初めて金融商品取引所に上場した日から6か月が経過した日 (A02)当社株式が東京証券取引所の本則市場もしくはこれに類する市場に市場変更した日から6か月が経過した日、又は当社株式が初めて金融商品取引所に上場した日から2年が経過した日のいずれか早い日 (A03)当社株式が東京証券取引所の本則市場もしくはこれに類する市場に市場変更した日から1年6か月が経過した日、又は当社株式が初めて金融商品取引所に上場した日から4年が経過した日のいずれか早い日
信託の目的	受託者による第5回新株予約権の引受け、払込みにより現時点で第5回新株予約権15,000個となっております。
受益者適格要件	本信託契約の定めに従い、信託期間満了日時点の当社又はその子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員並びに顧問及び業務委託先等の社外協力者を受益者として指定された者を受益者とし、本新株予約権の分配数量を確定します。 なお、分配のための具体的な基準は、当社が別途定める新株予約権交付ガイドラインに規定されております。新株予約権交付ガイドラインとは、信託期間満了日に本新株予約権を交付する当社等の役職員の範囲と数量を決定するために当社が定めた準則であり、当社は新株予約権交付ガイドラインに従って当社の役職員の業績を評価し、社外役員が過半数以上を占める評価委員会の決定により、本新株予約権の分配を行います。



第5回 新株予約権の概要は以下のとおりであります。

決議年月日	2019年12月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	外部協力者 1(注)2
新株予約権の数(個)※	15,000(注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 15,000[1,500,000](注)3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	18,000[180](注)4、7
新株予約権の行使期間※	自 2022年4月1日 至 2029年12月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 18,040[181](注)7 資本組入額 9,020[91](注)7
新株予約権の行使の条件※	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)6

※最近事業年度の末日(2019年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき40円で有償発行しております。  
 2. 本新株予約権は、安藤龍平を受託者とする信託に割当てられ、当社による受益者の指定時に、当該受益者に交付されます。  
 3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。ただし、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

5. 主な行使条件は以下のとおりです。

- ① 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ、第5回新株予約権発行要領に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。
- ② 本新株予約権者は、2021年12月期から2025年12月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書(連結損益計算書を作成した場合には連結損益計算書)に記載された売上高が、2,400百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し有価証券報告書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員もしくは顧問又は業務委託先等の社外協力者であることを要する。
- ④ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6. 組織再編に伴う新株予約権の承継

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、第5回新株予約権発行要領に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第5回新株予約権発行要領で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第5回新株予約権発行要領に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
第5回新株予約権発行要領に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から第5回新株予約権発行要領に定める行使期間の末日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
第5回新株予約権発行要領に準じて決定する。
  - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - ⑧ その他新株予約権の行使の条件  
第5回新株予約権発行要領に準じて決定する。
  - ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件  
第5回新株予約権発行要領に準じて決定する。
  - ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 2020年11月13日開催の取締役会決議により、2020年12月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

最近事業年度の末日以降に付与することが決議された新株予約権は以下のとおりであります。

第6回 新株予約権(2020年2月14日株主総会決議)

決議年月日	2020年2月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4 従業員 6
新株予約権の数(個)※	10,000(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 10,000[1,000,000](注)1.5
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	18,000[180](注)2.5
新株予約権の行使期間※	自 2022年3月1日 至 2030年2月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 18,000[180](注)5 資本組入額 9,000[90](注)5
新株予約権の行使の条件※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)4

※新株予約権の発行時(2020年2月29日)における内容を記載しております。発行時から提出日の前月末現在(2021年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については新株予約権の発行時における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、発行時現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。ただし、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 主な行使条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。
- ② 新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

#### 4. 組織再編に伴う新株予約権の承継

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権割当契約書に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - ⑦ 再編対象会社による新株予約権の取得  
新株予約権割当契約書に準じて決定する。
  - ⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権割当契約書に準じて決定する。
5. 2020年11月13日開催の取締役会決議により、2020年12月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】  
該当事項はありません。

## (3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年4月27日 (注)1	182,200	182,400	—	10,000	—	—
2017年4月28日 (注)2	47,500	229,900	19,000	29,000	19,000	19,000
2017年4月28日 (注)3	20,000	249,900	8,000	37,000	8,000	27,000
2017年7月31日 (注)4	4,166	254,066	25,000	62,000	24,992	51,992
2017年12月11日 (注)5	7,500	261,566	45,000	107,000	45,000	96,992
2017年12月22日 (注)6	3,334	264,900	20,004	127,004	20,004	116,996
2017年12月29日 (注)7	5,000	269,900	30,000	157,004	30,000	146,996
2018年11月22日 (注)8	18,181	288,081	149,993	306,997	149,993	296,989
2019年11月29日 (注)9	—	288,081	△206,997	100,000	△113,515	183,474
2020年12月8日 (注)10	28,520,019	28,808,100	—	100,000	—	183,474

(注) 1. 株式分割(1:912)によるものであります。

## 2. 有償第三者割当

発行価格 800円

資本組入額 400円

割当先 株式会社CHIYOMARU STUDIO、野田隆正、増田寛雄、鈴木雅人、他2名

## 3. デット・エクイティ・スワップ

発行価格 800円

資本組入額 400円

割当先 伊藤謙自

## 4. 有償第三者割当

発行価格 12,000円

資本組入額 6,000円

割当先 村商株式会社

## 5. 有償第三者割当

発行価格 12,000円

資本組入額 6,000円

割当先 アイテック阪急阪神戦略パートナーズ投資事業組合

## 6. 有償第三者割当

発行価格 12,000円

資本組入額 6,000円

割当先 SMBCベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合

## 7. 有償第三者割当

発行価格 12,000円

資本組入額 6,000円

割当先 あしかが企業育成ファンド三号投資事業有限責任組合、みずほ成長支援第2号投資事業有限責任組合

8. 有償第三者割当  
発行価格 16,500円  
資本組入額 8,250円  
割当先 DCIベンチャー成長支援投資事業有限責任組合
9. 資本金の減少は減資(減資割合67.4%)によるものであり、資本準備金の減少は欠損填補(減資割合38.2%)によるものであります。なお、その他資本剰余金320,512千円を処分し、欠損となっているその他利益剰余金へ振り替えたものであります。
10. 株式分割(1 : 100)によるものであります。

## (4) 【所有者別状況】

2021年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	9	—	—	19	28	—
所有株式数(単元)	—	—	—	60,119	—	—	227,962	288,081	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	20.87	—	—	79.13	100	—

(注) 自己株式220,000株は、「個人その他」に2,200単元が含まれております。

## (5) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2021年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 220,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 28,588,100	285,881	同上
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	28,808,100	—	—
総株主の議決権	—	285,881	—

## ② 【自己株式等】

2021年1月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) スパイダープラス株式会社	東京都豊島区東池袋一丁目1 2番5号	220,000	—	220,000	0.76
計	—	220,000	—	220,000	0.76



## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価格の総額(千円)
株主総会(2020年10月14日)での決議状況 (取得期間 2020年10月30日)	2,200	40,700
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式	—	—
残存授権株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
最近期間における取得自己株式	2,200	40,700
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

(注) 2020年11月13日開催の取締役会決議により、2020年12月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、株式数に記載している事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式	—	—	220,000	—

(注) 当社は2020年12月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、最近期間における保有自己株式数は当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

### 3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しておりますが、当面は経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

第21期事業年度につきましては、当社は成長過程にあり、財務体質の強化と事業拡大のための投資等を当面の優先事項と捉え、配当を実施しておりません。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。このほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

###### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方は、企業価値を継続的に向上させ、株主利益を最大化するとともに、経済環境の変化に即応した意思決定ができる組織体制を永続的に運用することであり、

具体的には、代表取締役社長以下、当社の経営を負託された取締役等が自らを律し、その職責に基づいて適切な経営判断を行い、当社の営む事業を通じて利益を追求すること、説明責任を果たすべく積極的に情報開示を行うこと、実効性のある内部統制システムを構築すること、並びに監査役が独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

###### ② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

###### a 企業統治の体制の概要

当社における、企業統治の体制は、株主総会、監査役会、内部監査担当による内部監査機能を有機的かつ適切に機能させ、会社法をはじめとした各種関係法令に則り、適法に運営を行っております。またコンプライアンスや重要な法的判断については、顧問弁護士と連携する体制をとっており、法令及び定款に基づく取締役会に加えて、経営の意思決定及び管理・監督の機能と業務執行の機能とを明確に区分するために、経営会議と執行役員制度を導入しております。

###### イ. 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長伊藤謙自が議長を務め、鈴木雅人、大村幸寛、石戸祐輔、川合弘毅、吉原直輔、吉田淳也の取締役7名(うち社外取締役は吉原直輔、吉田淳也の2名)で構成されております。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会は、監査役の出席のもと、経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項の他、経営方針に関する重要事項を審議及び決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

###### ロ. 監査役及び監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役麻生修平、非常勤監査役戸澤晃広及び佐々木義孝の計3名(うち社外監査役は戸澤晃広及び佐々木義孝の2名)で構成されております。毎月開催される監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。各監査役は取締役会への出席、重要な書類の閲覧などを通じて、経営全般に関して幅広く検討を行っております。

各監査役は、監査役会が定めた業務分担に従い、独立した立場から取締役の業務執行状況を監査し、また、監査役会にて情報を共有し実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。

###### ハ. 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人与監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

###### ニ. 経営会議

当社では、常勤取締役、常勤監査役及び必要に応じて管理職が参加する経営会議を設置しております。経営会議は代表取締役社長の諮問機関として機能しており、取締役会決議事項の事前審議、全社方針の策定、その他の事業課題の共有並びに解決策の検討等が行われ、会社業務の円滑な運営を図ることを目的として運営しております。

###### ホ. 内部監査担当

当社の内部監査担当は、代表取締役社長直轄の部署であるCB室室長鈴木雅人、管理本部部長大村幸寛、CB室IR担当石田純一の3名(兼務)で構成されております。内部監査担当者が内部監査計画に基づいて法令、定款及び社内規程の遵守状況や業務執行状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、指摘事項の改善状況を継続的に監査しております。

へ、 リスク・コンプライアンス委員会

当社では、市場、情報セキュリティ、環境、労務、製品の品質・安全等様々な事業運営上のリスクについて、リスク管理規程を制定し、社内横断的なリスク・コンプライアンス委員会を設置してリスク管理を行うこととしております。リスク・コンプライアンス委員会は、常勤取締役及び執行役員以上の役職員を中心に、当社運営に関する全社的・総括的なリスク管理の報告及び対応策検討の場と位置付けております。各部門長は担当部門のリスク管理責任者として日常の業務活動におけるリスク管理を行うとともに、関係する法令等の内容及び改廃動向を課員に伝達し、不測の事態が発生した場合にはリスク・コンプライアンス委員会へ報告することとなっております。

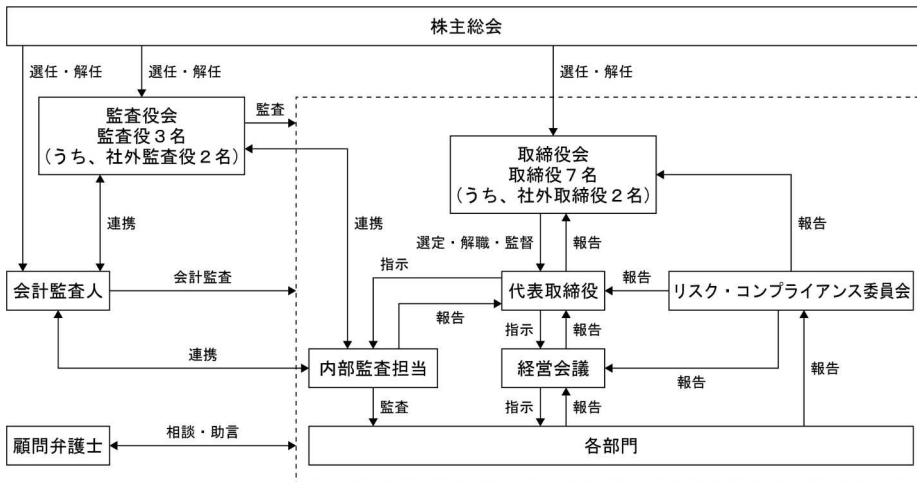
b 当該体制を採用する理由

当社は上記の様に、監査役会を設置しております。監査役会が、内部監査担当及び会計監査人との連携を図りながら、独立した監査機能を担うことによって、適切なコーポレート・ガバナンスが実現できると考え、現在の体制を採用するものであります。

当社の内部監査は、CB室長を内部監査責任者とした3名体制で実施しており、内部統制の運用状況の調査を行い、監査役会と連携して定期的に業務執行部署への内部監査を実施し、各部署の所管業務が法令、規制、定款及び社内規程を遵守し、適性かつ有効に運営されているか否かを調査しております。

c 当社のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社のコーポレート・ガバナンス体制を図示すると、次のとおりであります。



### ③ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制について、2018年10月19日付の取締役会において、以下のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を定め、この基本方針に基づき内部統制システムを整備しております。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「行動規範」に従い、全役職員に法令、定款、規則及び社会倫理遵守の精神を醸成し、法令、定款、規則及び社会倫理遵守が企業活動の前提であることを徹底する。
- (2) 法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「内部通報規程」を定め、これに基づき、法令・定款その他社内規則に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報体制の運用を行う。
- (3) 取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任する。
- (4) 監査役会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、「監査役監査規程」に従い、取締役の職務執行状況を監査する。
- (5) 内部監査人は、法令、定款及び諸規程等に基づき適切な業務が行われているか監査を行う。
- (6) コンプライアンス意識の徹底・向上を図るための方策として、取締役及び従業員を対象とした、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関する研修会を実施し、継続的な教育・普及活動を行う。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」を含む社内規程に従い、文書(電磁的記録含む)により作成、保管、保存する。また、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。
- (2) 取締役及び監査役は、その職務上必要があるときは直ちに上記文書等を閲覧できる保存管理体制とする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理は、「リスク管理規程」に基づき、一貫した方針の下に効果的かつ総合的に実施する。
- (2) リスク情報等については、各部門責任者により経営会議にて報告を行う。
- (3) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮下に対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ確かな対応を行い、損失・被害等の拡大を最小限にとどめる体制を整える。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「取締役会規程」を遵守し、社外取締役を含む取締役から構成される取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
- (2) 取締役会規則に定められている要付議事項について、事前に十分な資料を準備して、取締役会に付議することを遵守する。
- (3) 経営目標、中期経営計画に基づく各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。
- (4) 意思決定の迅速化のため、「組織規程」「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。
- (5) 職務権限を越える案件については、主管部門の専門的意見を反映させた上で、代表取締役社長及び担当役員との合議により決裁する稟議制度を構築、運営する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに指示の実効性に関する事項
  - (1) 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助するための監査役補助使用人を置くものとし、その人選については監査役間で協議する。
  - (2) 監査役補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査役補助使用人は取締役の指揮、命令を受けないものとし、当該期間中の任命、異動、評価、解任等については監査役の同意を得る。
  - (3) 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令に従うものとする。
  
6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制
  - (1) 監査役は、取締役会の他、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。
  - (2) 監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査人は内部監査の結果を報告する。
  - (3) 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。
  
7. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。
  
8. 監査役職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役職務執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。
  
9. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 社外監査役として、企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を招聘し、代表取締役社長や取締役等、業務を執行する者からの独立性を保持する。
  - (2) 監査役は、代表取締役社長との定期的な会議を開催し、意見や情報交換を行う。
  - (3) 監査役は、内部監査人と緊密な連携を保ち、必要に応じて、内部監査人に調査を依頼することができる。
  
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制整備  
当社は、財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに、財務報告に係る内部統制の整備に関する基本方針を定め、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制を整備する。
  
11. 反社会的勢力排除に向けた体制  
社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め会社全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

④ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

1. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主に対して機動的な利益還元を行うことができるようにすることを目的とするものであります。

2. 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

3. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる旨を定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑤ 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款で定めております。

⑥ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑦ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限定されます。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑨ 会社の支配に関する基本方針について

当社は、会社法施行規則第118条第3号の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めておりません。



## (2) 【役員の状況】

## ① 役員一覧

男性10名 女性一名(役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	伊藤 謙自	1973年8月4日	1992年4月 1995年7月 1996年10月 1997年9月 2000年2月 2005年9月 2010年9月	株式会社昭和コーポレーション入社 第一保温工業株式会社入社 有限会社橋本保温工業 (現有限会社日本エコライオン)入社 伊藤工業創業 有限会社ケイ・ファクトリー設立(現スパイダープ ラス株式会社)代表取締役就任(現任) 株式会社9th設立 代表取締役就任 株式会社ヴェイシス設立 代表取締役就任	(注)3	19,481,800
取締役 CB室室長	鈴木 雅人	1978年4月2日	1997年4月 1999年5月 2001年5月 2005年8月 2008年4月 2010年12月 2017年3月 2020年9月	リコーテクノシステムズ株式会社 (現リコージャパン株式会社)入社 近畿設備株式会社入社 株式会社アイデアル入社 株式会社ワークスタジオ入社 株式会社ドラフト入社 当社入社 当社 取締役就任 当社 取締役CB室室長就任(現任)	(注)3	372,500
取締役 管理本部本部長	大村 幸寛	1983年9月28日	2008年12月 2017年9月 2018年7月	新日本有限責任監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人)入所 当社入社 当社 取締役管理本部本部長就任(現任)	(注)3	60,000
取締役 ICT事業部事業部長 兼セールスG グループ長	石戸 祐輔	1978年12月20日	2001年4月 2005年5月 2007年6月 2010年5月 2018年2月 2019年1月 2019年9月 2020年3月 2020年9月	むつみ造園土木株式会社入社 株式会社アレウェイヴ (現株式会社アイフラグ)入社 セレブリックス・ホールディングス株式会社 (現株式会社セレブリックス)入社 ポテンシャルマネジメント株式会社設立 代表取締役就任 MSY株式会社入社 当社入社 当社 執行役員就任 当社 取締役就任 当社 取締役ICT事業部事業部長 兼セールスGグループ長就任(現任)	(注)3	—
取締役 社長室室長	川合 弘毅	1978年11月1日	2002年4月 2004年12月 2011年7月 2011年10月 2014年11月 2015年6月 2016年4月 2017年12月 2018年11月 2020年2月 2020年7月 2020年9月	株式会社三井住友銀行入行 新日本有限責任監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人)入所 加和太建設株式会社入社 特定非営利活動法人クロスフィールズ監事就任(現 任) やまと監査法人社員就任 株式会社旅工房監査役就任(現任) 加和太建設株式会社取締役就任 gooddaysホールディングス株式会社監査役就任(現 任) 当社 取締役就任 株式会社シェアードバリュー入社 deLy株式会社監査役就任(現任) 当社 取締役社長室室長就任(現任)	(注)3	60,000

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	吉原 直輔	1954年2月20日	1977年4月 2001年7月 2006年2月 2006年7月 2008年7月 2013年7月 2019年7月 2019年8月  2019年8月 2019年8月 2019年8月 2019年12月	野村證券株式会社入社 エース証券株式会社入社 宝印刷株式会社入社 同社 執行役員公開開発営業戦略担当就任 同社 執行役員公開開発部長就任 同社 常務執行役員企業成長支援部長就任 同社 企業成長支援部顧問就任 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行営業推進部顧問 就任(現任) 株式会社SBI証券コーポレート部特命担当(現任) 朝日税理士法人IPO advisor(現任) 当社 取締役就任(現任) CRGホールディングス株式会社取締役就任(現任)	(注) 3	—
取締役	吉田 淳也	1983年5月2日	2007年4月 2020年2月 2020年10月	株式会社ジャフコ (現ジャフコグループ株式会社)入社 当社 取締役就任(現任) Wedge株式会社設立 代表取締役就任(現任)	(注) 3	384,400
常勤監査役	麻生 修平	1968年12月21日	1993年9月 1995年2月 1998年1月 1998年10月 2000年10月 2001年10月 2004年12月 2012年4月 2017年8月 2017年8月	前原公認会計士事務所入所 新宿合同会計事務所入所 株式会社エクスメディア入社 株式会社日本ネットワークサービス入社 麹町合同事務所副所長 麻生会計事務所 設立 株式会社フィスコ監査役就任 株式会社SCホールディングス監査役就任 当社入社 当社 常勤監査役就任(現任)	(注) 4	—
監査役	戸澤 晃広	1980年3月3日	2005年10月 2011年5月 2013年1月 2014年6月 2015年6月 2015年6月 2016年11月 2018年1月	長島・大野・常松法律事務所入所 クイン・エマニュエル・アークハートサリバン法 律事務所入所 TMI総合法律事務所入所 東京弁護士会民事介入暴力対策委員会副委員長(現 任) 那須電機鉄工株式会社特別委員会委員(現任) ボノス株式会社監査役就任(現任) T&K法律事務所入所 当社 監査役就任(現任)	(注) 4	—
監査役	佐々木 義孝	1973年9月6日	1996年11月 2005年3月 2006年6月 2011年6月 2012年9月 2012年9月 2014年2月 2014年3月 2015年10月 2017年4月 2017年4月 2017年4月 2017年7月 2018年10月 2018年12月 2019年4月 2019年5月 2019年9月 2020年2月 2020年3月 2020年6月 2020年11月	日本輸送機株式会社 (現三菱ロジスネクスト株式会社)入社 株式会社プロバスト入社 経営企画室長 株式会社トランザクション入社 長谷川興産株式会社(現HITOWAライフパートナー株 式会社)入社 経営企画室長 長谷川ホールディングス株式会社(現HITOWAホール ディングス株式会社)取締役経営企画室長 長谷川ナーシングパートナー株式会社(現HITOWAナ ーシングパートナー株式会社)取締役就任 株式会社ショーケース・ティービー(現株式会社 ショーケース)入社 管理本部長 同社 取締役管理本部長 株式会社アンジー監査役就任(現任) 株式会社ショーケース・ティービー(現株式会社 ショーケース)取締役CFO就任 株式会社ウォームライト取締役就任 株式会社インクルーズ取締役就任 galaxy株式会社監査役就任 株式会社TOKYOフロンティアファーム設立 代表取 締役就任(現任) コグニロボ株式会社監査役就任(現任) リアルワールドゲームス株式会社社外取締役就任 株式会社ジグザグ監査役就任(現任) 株式会社バリュエーション社外取締役就任(現任) 当社 監査役就任(現任) CFOナレッジ株式会社代表取締役就任(現任) 株式会社HRBrain監査役就任(現任) 株式会社Prime Partners設立 代表取締役就任(現 任)	(注) 4	—
計						20,358,700

- (注) 1. 取締役 吉原直輔、吉田淳也は、社外取締役であります。  
 2. 監査役 戸澤晃広、佐々木義孝は、社外監査役であります。  
 3. 2020年12月21日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定時株主総会終結の時までであります。  
 4. 2020年12月21日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定時株主総会終結の時までであります。  
 5. 当社は、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
金子 禎秀	1983年10月11日	2010年1月	清和監査法人(現RSM清和監査法人)入所	-
		2015年2月	アクセンチュア株式会社入社	
		2016年12月	ウィルバートナーズ株式会社設立代表取締役就任(現任)	
		2017年1月	やまと税理士法人代表社員就任	
		2017年6月	株式会社ビー・エス・インターナショナル監査役就任(現任)	
		2018年8月	やまと監査法人代表社員就任	
2020年8月	税理士法人マーヴェリック代表社員就任(現任)			
2020年10月	やまと監査法人 社員(現任)			

6. 当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を行うために、執行役員制度を導入しております。本書提出日現在における執行役員は、以下の3名です。

執行役員 ICT事業部プロダクトGグループ長 増田寛雄

執行役員 エンジニアリング事業部事業部長兼施工管理部部長 酒寄直人

執行役員 ICT事業部セールスG西日本営業部部長 野田隆正

## ② 社外役員の状況

### イ. 社外取締役

当社の取締役7名のうち、吉原直輔、吉田淳也は社外取締役であります。

吉原直輔は、これまで上場準備企業及び上場企業のガバナンス構築やディスクロージャーに関する支援の経験が豊富であり、かつ、業務執行役員等を歴任しており企業経営の手腕も期待できることから、社外取締役として選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

吉田淳也は、ベンチャーキャピタリストとしての豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的、中立的な立場から当社の業務執行の監督を行うとともに、当社の成長に寄与するような各種提言、指導をいただけるものと判断したため選任しております。なお、同氏は当社株式を384,400株、新株予約権を200,000株相当保有しております。それ以外に同氏と当社との間に人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

### ロ. 社外監査役

当社の監査役3名のうち、戸澤晃広、佐々木義孝は社外監査役であります。

戸澤晃広は、弁護士としての専門性を有しており、企業法務とコンプライアンスの観点から監査役監査の強化を図ることができるものと判断し、選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

佐々木義孝は、上場企業でのCFO経験や、上場準備責任者として3度のIPO経験、多数の社外監査役経験を有しており、その経歴を通じて培った、経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能の強化を図ることができるものと判断し、選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社においては、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては金融商品取引所が定める独立性基準や、機関投資家や議決権行使助言会社が定める独立性基準を参考にしており、現時点の社外監査役は十分な独立性を確保していると考えております。

## ③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役又は社外監査役は、取締役会又は監査役会等を通じて、監査役監査、内部監査及び会計監査の報告を受けるとともに、必要に応じて適宜打合せを行い、相互連携を図っております。

### (3) 【監査の状況】

#### ① 監査役監査の状況

当社の監査役会は、監査役3名(うち、社外監査役2名)により構成され、うち1名の常勤監査役を選任しております。常勤監査役は、取締役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努め、経営会議等の主要な会議へ出席し意見を述べる他、重要な決裁書類の閲覧を通して、取締役の業務執行状況を監査しております。各監査役は、定められた業務分担に基づき監査を行い、原則として月1回、取締役会前に定時監査役会を開催し、当事業年度において各監査役の出席率は100%となっております。監査役会では近況の情報共有を図り、取締役会議案の事前確認及びコーポレートガバナンスの状況等を主な検討事項としております。

監査役監査は、監査計画書に基づき、取締役会への出席、実地監査、取締役又は使用人への意見聴取を行っております。また、監査役は定期的に内部監査担当者及び会計監査人と意見交換等を実施し、連携を取りながら効果的かつ効率的な監査を進めております。

なお、常勤監査役麻生修平は、税理士として税務全般・企業会計に精通しており、その専門家としての豊富な経験と高い見識を有しております。

#### ② 内部監査の状況

当社は、会社の規模が比較的小規模であることから、内部監査の専門部署及び専任の内部監査担当者は設置していません。当社の内部監査は、CB室長を内部監査責任者とした3名体制で実施しており、当社が定める内部監査規程に基づき、内部監査計画を作成し、代表取締役社長の承認を得た上で、全部門を網羅するよう内部監査を実施し、代表取締役社長に報告しております。なお、CB室に対する内部監査は自己監査を回避するため管理本部本部長が監査を担当しております。内部監査、監査役監査及び会計監査人の相互連携としては、定期的に三様監査の意見交換を実施しているほか、内部監査の監査現場に監査役が立ち会うなどして連携強化に努めております。

#### ③ 会計監査の状況

##### a 監査法人の名称

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

##### b 継続監査期間

2年間

##### c 業務を執行した公認会計士

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、EY新日本有限責任監査法人に所属する伊藤恭治、榎田達也であります。

##### d 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、会計士試験合格者等2名、その他16名であります。

##### e 監査法人の選定方針と理由

株式上場を目指すにあたって当該監査法人が株式公開の実績、経験豊富な公認会計士を多数有し、万全の体制を備えていること、及び当社ビジネスへの理解を勘案し、当該監査法人を選定しました。監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が監査役会の決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

##### f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人に対する評価を行っており、同法人による会計監査は、適正に行われていることを確認しております。当社監査役会において、日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等に照らして、品質管理体制、独立性及び専門性等を総合的に評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
13,500	—	17,000	—

b 監査公認会計士と同一のネットワーク(EYのメンバーファーム)に対する報酬(aは除く)

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

最近事業年度の前事業年度

該当事項はありません。

最近事業年度

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、会社の規模、複雑性、リスクに照らして合理的であるか、適切な監査時間、報酬単価であるかに基づき決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、EY新日本有限責任監査法人の監査計画及び会計監査の職務執行状況、監査時間、監査体制に関する過去実績を検討し、監査品質も含め総合的に判断した結果、会計監査人の報酬等について妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、社外取締役並びに監査役へ諮問の上、代表取締役社長が決定しております。なお、その算定方法等は、当社の業績及び本人の貢献度を鑑みて決定しております。

監査役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、監査役会の協議にて決定しております。

なお、取締役の報酬限度額は、2019年3月29日開催の定時株主総会において年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議されております。同決議時の当該定めに係る取締役は5名、本書提出日現在においては7名となっております。監査役の報酬限度額は、2019年3月29日開催の定時株主総会において年額40百万円以内と決議されております。同決議時の当該定めに係る監査役は3名、本書提出日現在においては3名となっております。

最近事業年度における個人別の役員の報酬等の額は、取締役、監査役ともに2020年3月27日の代表取締役一任決議において、それぞれ決定しております。なお、当社の役員の報酬は全て固定報酬である基本報酬のみであり、業績連動報酬は導入しておりません。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

(2019年12月期)

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	44,970	44,970	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	6,650	6,650	—	—	1
社外役員	5,650	5,650	—	—	4

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(2018年1月1日から2018年12月31日まで)及び当事業年度(2019年1月1日から2019年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2020年7月1日から2020年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(2020年1月1日から2020年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

### 3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、監査法人及び各種団体の主催する講習会に参加する等積極的な情報収集に努めております。



1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	414,490	408,591
受取手形	34,562	26,172
売掛金	128,100	202,951
仕掛品	※1 19,861	18,880
未成工事支出金	43,500	101,547
原材料及び貯蔵品	2,217	1,608
前払費用	13,911	24,914
未取還付法人税等	-	1,608
その他	84	720
貸倒引当金	△1,950	-
流動資産合計	654,779	786,995
固定資産		
有形固定資産		
建物	37,409	40,361
車両運搬具	23,676	26,294
工具、器具及び備品	19,005	29,394
減価償却累計額	△24,357	△37,575
有形固定資産合計	55,733	58,476
無形固定資産		
ソフトウェア	4,158	5,520
無形固定資産合計	4,158	5,520
投資その他の資産		
長期前払費用	2,883	1,836
差入保証金	6,863	9,895
繰延税金資産	-	3,030
その他	551	711
投資その他の資産合計	10,298	15,474
固定資産合計	70,191	79,470
資産合計	724,971	866,466

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
工事未払金	38,779	35,776
短期借入金	50,000	97,240
1年内返済予定の長期借入金	67,929	65,164
未払金	30,650	55,835
未払費用	16,072	22,521
未払法人税等	3,202	1,240
未払消費税等	16,355	20,187
未成工事受入金	30,834	94,038
預り金	2,353	4,507
賞与引当金	1,673	1,443
受注損失引当金	13,730	-
その他	2,632	7,068
流動負債合計	274,214	405,023
固定負債		
長期借入金	145,834	106,778
長期未払金	12,132	-
資産除去債務	8,031	8,057
その他	1,894	-
固定負債合計	167,892	114,835
負債合計	442,106	519,859
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	306,997	100,000
資本剰余金		
資本準備金	296,989	183,474
資本剰余金合計	296,989	183,474
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△321,122	62,532
利益剰余金合計	△321,122	62,532
株主資本合計	282,864	346,007
新株予約権	-	600
純資産合計	282,864	346,607
負債純資産合計	724,971	866,466

## 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間  
(2020年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	487,113
受取手形及び売掛金	250,124
電子記録債権	24,864
仕掛品	8,334
未成工事支出金	38,005
原材料及び貯蔵品	939
前払費用	41,776
その他	257
流動資産合計	851,415
固定資産	
有形固定資産	
建物	41,865
車両運搬具	29,208
工具、器具及び備品	40,124
減価償却累計額	△49,253
有形固定資産合計	61,945
無形固定資産	
ソフトウェア	4,296
無形固定資産合計	4,296
投資その他の資産	
長期前払費用	1,217
差入保証金	11,674
その他	711
投資その他の資産合計	13,603
固定資産合計	79,846
資産合計	931,262

(単位：千円)

当第3四半期会計期間  
(2020年9月30日)

負債の部	
流動負債	
工事未払金	32,068
短期借入金	84,820
1年内返済予定の長期借入金	59,028
未払金	51,806
未払費用	23,316
未払法人税等	930
未払消費税等	49,690
未成工事受入金	18,679
賞与引当金	3,702
その他	14,627
流動負債合計	338,669
固定負債	
長期借入金	63,059
資産除去債務	8,077
その他	1,641
固定負債合計	72,777
負債合計	411,446
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	183,474
利益剰余金	235,740
株主資本合計	519,215
新株予約権	600
純資産合計	519,815
負債純資産合計	931,262

## ② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
売上高	552,483	959,467
完成工事高	356,594	326,641
売上高合計	909,077	1,286,109
売上原価	※1 210,605	344,599
完成工事原価	305,333	276,039
売上原価合計	515,938	620,638
売上総利益	393,139	665,470
販売費及び一般管理費	※2 510,829	※2 600,931
営業利益又は営業損失(△)	△117,690	64,538
営業外収益		
受取利息	5	8
受取配当金	4	4
その他	576	849
営業外収益合計	586	861
営業外費用		
支払利息	5,905	5,841
その他	800	100
営業外費用合計	6,705	5,941
経常利益又は経常損失(△)	△123,809	59,458
特別損失		
有形固定資産売却損	※3 379	-
特別損失合計	379	-
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△124,189	59,458
法人税、住民税及び事業税	1,001	1,240
法人税等調整額	△291	△4,924
法人税等合計	710	△3,684
当期純利益又は当期純損失(△)	△124,899	63,142

【売上原価明細書】

①ICT事業

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費	※	7,078	3.3	6,399	1.9
II 労務費		125,365	58.4	171,755	50.6
III 経費		82,385	38.3	161,520	47.6
当期総製造費用		214,829	100.0	339,675	100.0
期首仕掛品		11,017		15,241	
合計		225,846		354,916	
期末仕掛品		15,241		10,317	
当期売上原価		210,605		344,599	

(注) ※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
通信費	55,821	123,703
支払手数料	14,680	24,948

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

②エンジニアリング事業

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費		88,476	28.3	64,634	19.1
II 労務費		36,044	11.5	39,309	11.6
III 経費	※	188,342	60.2	234,085	69.2
当期総製造費用		312,863	100.0	338,029	100.0
期首仕掛品/未成工事支出金		40,590		48,120	
合計		353,453		386,149	
期末仕掛品/未成工事支出金		48,120		110,110	
当期完成工事原価		305,333		276,039	

(注) ※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	171,947	214,906

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。



【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

当第3四半期累計期間  
(自 2020年1月1日  
至 2020年9月30日)

売上高	1,454,331
売上原価	703,474
売上総利益	750,856
販売費及び一般管理費	568,949
営業利益	181,907
営業外収益	
受取利息	6
受取配当金	4
その他	16
営業外収益合計	27
営業外費用	
支払利息	3,115
営業外費用合計	3,115
経常利益	178,819
特別損失	
固定資産除却損	9
特別損失合計	9
税引前四半期純利益	178,810
法人税等	5,601
四半期純利益	173,208

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	157,004	146,996	146,996	△196,222	△196,222	107,777	107,777
当期変動額							
新株の発行	149,993	149,993	149,993			299,986	299,986
当期純損失(△)				△124,899	△124,899	△124,899	△124,899
当期変動額合計	149,993	149,993	149,993	△124,899	△124,899	175,086	175,086
当期末残高	306,997	296,989	296,989	△321,122	△321,122	282,864	282,864

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本 合計	新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	306,997	296,989	-	296,989	△321,122	△321,122	282,864	-	282,864
当期変動額									
資本金から剰余金への振替	△206,997		206,997	206,997					
準備金から剰余金への振替		△113,515	113,515						
当期純利益					63,142	63,142	63,142		63,142
欠損填補			△320,512	△320,512	320,512	320,512			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								600	600
当期変動額合計	△206,997	△113,515	-	△113,515	383,655	383,655	63,142	600	63,742
当期末残高	100,000	183,474	-	183,474	62,532	62,532	346,007	600	346,607

## ④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△124,189	59,458
減価償却費	15,160	14,535
貸倒引当金の増減額(△は減少)	1,071	△1,950
賞与引当金の増減額(△は減少)	359	△229
受注損失引当金の増減額(△は減少)	13,730	△13,730
受取利息及び受取配当金	△9	△12
支払利息	5,905	5,841
固定資産売却損益(△は益)	379	-
売上債権の増減額(△は増加)	△89,402	△66,460
たな卸資産の増減額(△は増加)	△10,880	△56,459
仕入債務の増減額(△は減少)	8,554	20,822
未成工事受入金の増減額(△は減少)	4,501	63,204
その他の資産の増減額(△は増加)	61,479	△12,343
その他の負債の増減額(△は減少)	22,852	14,627
小計	△90,484	27,303
利息及び配当金の受取額	9	9
利息の支払額	△5,914	△5,801
法人税等の支払額	△756	△1,002
営業活動によるキャッシュ・フロー	△97,146	20,509
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△3,203	△1,400
定期預金の払戻による収入	2,400	4,200
固定資産の取得による支出	△3,031	△17,250
固定資産の売却による収入	3,425	-
その他	△8	△3,047
投資活動によるキャッシュ・フロー	△417	△17,497
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期未払金の返済による支出	△10,345	△12,132
短期借入金の増減額(△は減少)	39,000	47,240
長期借入金の返済による支出	△66,672	△41,821
株式の発行による収入	299,986	-
新株予約権の発行による収入	-	600
財務活動によるキャッシュ・フロー	261,969	△6,113
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	164,405	△3,102
現金及び現金同等物の期首残高	204,176	368,582
現金及び現金同等物の期末残高	※1 368,582	※1 365,480

## 【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

### 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 原材料・貯蔵品

先入先出法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

#### (2) 仕掛品

個別法に基づく原価法

#### (3) 未成工事支出金

個別法に基づく原価法

### 2 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～15年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	4～15年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分)	5年(社内における利用可能期間)
---------------	------------------

### 3 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

#### (3) 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失が発生する可能性が高いと見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについては、その損失見込み額を計上することとしております。

### 4 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準における進捗率の見積りは原価比例法を採用しております。

## 5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

## 6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

## 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

### (1) 原材料・貯蔵品

先入先出法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

### (2) 仕掛品

個別法に基づく原価法

### (3) 未成工事支出金

個別法に基づく原価法

## 2 固定資産の減価償却の方法

### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～15年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	4～15年

### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

## 3 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当期においては該当がないため、貸倒引当金の計上はしていません。

### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

## 4 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準における進捗率の見積りは原価比例法を採用しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、現時点において評価中であります。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、2019年12月期における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を翌事業年度の期首から適用し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。

ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(貸借対照表関係)

- ※1 損失が見込まれる受注制作のソフトウェア案件に係る仕掛品と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる受注制作のソフトウェア案件に係る仕掛品のうち、受注損失引当金に対応する額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
仕掛品	8,637千円	-千円
計	8,637千円	-千円

(損益計算書関係)

- ※1 売上原価に含まれる受注損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
受注損失引当金繰入額	13,730千円	-千円
計	13,730千円	-千円

- ※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度35.5%、当事業年度26.1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度64.5%、当事業年度73.9%であります。販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
広告宣伝費	114,395千円	41,377千円
給与及び手当	145,402 "	184,595 "
減価償却費	10,600 "	10,305 "
貸倒引当金繰入額	1,071 "	- "
販売手数料	40,952 "	67,888 "
賞与引当金繰入額	1,187 "	859 "

- ※3 特別損失に含まれている有形固定資産売却損は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
車両運搬具	379千円	-千円
計	379千円	-千円



(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	269,900	18,181	—	288,081

(変動事由の概要)

普通株式の発行済株式総数の増加事由は以下のとおりです。

第三者割当による新株発行に伴う増加 18,181株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
2017年ストック・オプションとしての第1回新株予約権	普通株式	—	—	—	—	
2017年ストック・オプションとしての第2回新株予約権	普通株式	—	—	—	—	
合計		—	—	—	—	

(注) 第1回新株予約権、第2回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	288,081	—	—	288,081

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
2017年ストック・オプションとしての第1回新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
2017年ストック・オプションとしての第2回新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
2019年ストック・オプションとしての第3回新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
2019年ストック・オプションとしての第4回新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
2019年ストック・オプションとしての第5回新株予約権	普通株式	—	—	—	—	600
合計		—	—	—	—	600

(注) 第3回新株予約権、第4回新株予約権及び第5回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
現金及び預金	414,490千円	408,591千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△45,908 〃	△43,111 〃
現金及び現金同等物	368,582千円	365,480千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

主に上場に向けた管理体制の構築及び優秀な人材獲得を行うための上場準備計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。また、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金は銀行等金融機関からの借入等により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客及び取次店の信用リスクに晒されております。

営業債務である工事未払金及び未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

長期借入金は主に営業取引に係る調達であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程及び債権管理規程に従い営業債権について管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

③ 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

変動金利の借入金の金利変動リスクについては、随時市場金利の動向を監視しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち56%が特定の大口取次店に対するものであります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	414,490	414,490	—
(2) 受取手形	34,562	34,562	—
(3) 売掛金	128,100	128,100	—
貸倒引当金(※)	△1,950	△1,950	—
	160,713	160,713	—
資産計	575,203	575,203	—
(1) 工事未払金	38,779	38,779	—
(2) 未払金	30,650	30,650	—
(3) 短期借入金	50,000	50,000	—
(4) 長期借入金	213,763	216,621	2,858
負債計	333,192	336,050	2,858

※受取手形及び売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

#### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、及び(3) 売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 負 債

#### (1) 工事未払金、(2) 未払金、及び(3) 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (4) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

### (注) 2. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	414,490	—	—	—
受取手形	34,562	—	—	—
売掛金	128,100	—	—	—
合計	577,153	—	—	—

### (注) 3. 短期借入金、長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	50,000	—	—	—	—	—
長期借入金	67,929	56,004	48,068	23,758	11,744	6,260
合計	117,929	56,004	48,068	23,758	11,744	6,260

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

## 1 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

主に上場に向けた管理体制の構築及び優秀な人材獲得を行うための上場準備計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。また、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金は銀行等金融機関からの借入等により調達しております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客及び取次店の信用リスクに晒されております。

営業債務である工事未払金及び未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

長期借入金は主に営業取引に係る調達であり、金利の変動リスクに晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程及び債権管理規程に従い、営業債権について管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

#### ② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

#### ③ 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

変動金利の借入金の金利変動リスクについては、随時市場金利の動向を監視しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### (5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち58%が特定の大口取次店に対するものであります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	408,591	408,591	—
(2) 受取手形	26,172	26,172	—
(3) 売掛金	202,951	202,951	—
資産計	637,715	637,715	—
(1) 工事未払金	35,776	35,776	—
(2) 未払金	55,835	55,835	—
(3) 短期借入金	97,240	97,240	—
(4) 長期借入金	171,942	171,942	—
負債計	360,793	360,793	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

### 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、及び(3) 売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### 負 債

(1) 工事未払金、(2) 未払金、及び(3) 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

変動金利によるものは短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	408,591	—	—	—
受取手形	26,172	—	—	—
売掛金	202,951	—	—	—
合計	637,715	—	—	—

(注) 3. 短期借入金、長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	97,240	—	—	—	—	—
長期借入金	65,164	56,700	32,074	11,744	4,660	1,600
合計	162,404	56,700	32,074	11,744	4,660	1,600

(退職給付関係)

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は2019年1月より、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出年金制度への要拠出額は3,116千円であります。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権
決議年月日	2017年11月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 5
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 900,000 (注)
付与日	2017年11月21日
権利確定条件	付与日(2017年11月21日)から権利確定日(2019年11月20日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	2017年11月21日～2019年11月20日
権利行使期間	2019年11月21日～2027年10月27日

	第2回新株予約権
決議年月日	2017年12月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 150,000 (注)
付与日	2017年12月20日
権利確定条件	付与日(2017年12月20日)から権利確定日(2019年12月19日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	2017年12月20日～2019年12月19日
権利行使期間	2019年12月20日～2027年10月27日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2020年12月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株数を記載しております。



(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2018年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、2020年12月8日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の数値を記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回	第2回
権利確定前(株)		
前事業年度末	900,000	150,000
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	900,000	150,000
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第1回	第2回
権利行使価格(円)	120	120
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	47,250千円
当事業年度末において権利行使されたストック・オプション の権利行使日における本源的価値の合計額	- 千円

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権
決議年月日	2017年11月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 5
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 900,000 (注)2
付与日	2017年11月21日
権利確定条件	付与日(2017年11月21日)から権利確定日(2019年11月20日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	2017年11月21日～2019年11月20日
権利行使期間	2019年11月21日～2027年10月27日

	第2回新株予約権
決議年月日	2017年12月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 150,000 (注)2
付与日	2017年12月20日
権利確定条件	付与日(2017年12月20日)から権利確定日(2019年12月19日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	2017年12月20日～2019年12月19日
権利行使期間	2019年12月20日～2027年10月27日

	第3回新株予約権
決議年月日	2019年3月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 100,000 (注)2
付与日	2019年4月1日
権利確定条件	付与日(2019年4月1日)から権利確定日(2021年3月29日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	2019年4月1日～2021年3月29日
権利行使期間	2021年3月30日～2029年3月28日

	第4回新株予約権
決議年月日	2019年11月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 3 従業員 5
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 750,000 (注)2
付与日	2019年11月25日
権利確定条件	付与日(2019年11月25日)から権利確定日(2021年11月15日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	2019年11月25日～2021年11月15日
権利行使期間	2021年11月16日～2029年3月28日

	第5回新株予約権
決議年月日	2019年12月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	外部協力者 1
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 1,500,000 (注)2
付与日	2019年12月25日
権利確定条件	<p>① 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。</p> <p>② 本新株予約権者は、2021年12月期から2025年12月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書(連結損益計算書を作成した場合には連結損益計算書)に記載された売上高が、2,400百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し有価証券報告書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。</p> <p>③ 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員もしくは顧問又は業務委託先等の社外協力者であることを要する。</p> <p>④ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	—
権利行使期間	2022年4月1日～2029年12月24日

(注) 1. 本新株予約権は、社会保険労務士である安藤龍平を受託者とする信託に割当てられ、当社による受益者の指定時に、指定された当社取締役及び従業員等に交付されます。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、2020年12月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株数を記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2019年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、2020年12月8日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の数値を記載しております。

### ① ストック・オプションの数

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
権利確定前(株)					
前事業年度末	900,000	150,000	—	—	—
付与	—	—	100,000	750,000	1,500,000
失効	—	—	—	—	—
権利確定	900,000	150,000	—	—	—
未確定残	—	—	100,000	750,000	1,500,000
権利確定後(株)					
前事業年度末	—	—	—	—	—
権利確定	900,000	150,000	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	900,000	150,000	—	—	—

### ② 単価情報

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
権利行使価格(円)	120	120	165	165	180
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—	—

## 3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、ディスカунテッド・キャッシュフロー法により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	75,750千円
当事業年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	- 千円

(税効果会計関係)

前事業年度(2018年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主なる原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	64,885千円
貸倒引当金	597 "
賞与引当金	512 "
未払事業税	674 "
受注損失引当金	4,070 "
資産除去債務	2,459 "
繰延税金資産小計	73,198千円
評価性引当額	△73,198 "
繰延税金資産合計	- 千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△1,894千円
繰延税金負債合計	△1,894 "
繰延税金負債純額	△1,894千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	△0.64%
住民税均等割等	△0.80%
評価性引当金の増減額	△30.15%
その他	0.40%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△0.57%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正  
該当事項はありません。

当事業年度(2019年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金(注)2	52,112千円
賞与引当金	442 "
未払退職給付費用	163 "
資産除去債務	2,467 "
繰延税金資産小計	55,184千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△48,045 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,467 "
評価性引当額小計(注)1	△50,512千円
繰延税金資産合計	4,671千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△1,641千円
繰延税金負債合計	△1,641 "
繰延税金資産純額	3,030千円

(注)1. 評価性引当額の減少の主な理由は、繰越欠損金に係る評価性引当額の減少と資産除去債務の一時差異の増加であります。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	—	—	52,112	52,112
評価性引当額	—	—	—	—	—	△48,045	△48,045
繰延税金資産(※2)	—	—	—	—	—	4,066	4,066

※1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

※2 将来の課税所得の見込みにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断して評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
住民税均等割等	2.06%
評価性引当金の増減額	△37.77%
その他	△1.04%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△6.13%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(2018年12月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物賃貸借に基づき使用する建物等の退去時における原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は当該期間に応じた国債の利率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	8,005千円
時の経過による調整額	25 〃
期末残高	8,031千円

当事業年度(2019年12月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物賃貸借に基づき使用する建物等の退去時における原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は当該期間に応じた国債の利率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	8,031千円
時の経過による調整額	25 〃
期末残高	8,057千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、サービス別に事業部を置き、各事業部は取り扱うサービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は、事業部を基礎としたサービス別セグメントから構成されており、ICT事業及びエンジニアリング事業の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

ICT事業は、建設業を主な対象とした建築図面・現場管理アプリ「SPIDERPLUS」のサービスを提供しております。

エンジニアリング事業は「アーマフレックス」等の工事現場の施工を提供しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1. 2. 3	財務諸表計上額 (注) 4
	ICT事業	エンジニア リング事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	552,483	356,594	909,077	—	909,077
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	552,483	356,594	909,077	—	909,077
セグメント利益又は損失(△)	141,240	46,994	188,234	△305,924	△117,690
セグメント資産	128,888	117,202	246,090	478,880	724,971
その他の項目					
減価償却費	1,601	3,963	5,564	9,595	15,160
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	3,080	154	3,234	642	3,877

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△305,924千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が△305,924千円含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

2. セグメント資産の調整額478,880千円には、各報告セグメントに配分していない全社資産が478,880千円含まれております。

3. その他の項目の調整額の減価償却費9,595千円及び有形固定資産等の増加額642千円は各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。

4. セグメント利益は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。



当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

## 1 報告セグメントの概要

### (1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、サービス別に事業部を置き、各事業部は取り扱うサービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は、事業部を基礎としたサービス別セグメントから構成されており、ICT事業及びエンジニアリング事業の2つを報告セグメントとしております。

### (2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

ICT事業は、建設業を主な対象とした建築図面・現場管理アプリ「SPIDERPLUS」のサービスを提供しております。エンジニアリング事業は「アーマフレックス」等の工事現場の施工を提供しております。

## 2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

## 3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1. 2. 3	財務諸表計上額 (注) 4
	ICT事業	エンジニアリング事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	959,467	326,641	1,286,109	—	1,286,109
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	959,467	326,641	1,286,109	—	1,286,109
セグメント利益又は損失(△)	275,674	44,751	320,425	△255,887	64,538
セグメント資産	210,327	178,462	388,789	477,676	866,466
その他の項目					
減価償却費	3,115	3,336	6,451	8,083	14,535
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	9,297	2,952	12,249	6,360	18,609

- (注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△255,887千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が△255,887千円含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
2. セグメント資産の調整額477,676千円には、各報告セグメントに配分していない全社資産が477,676千円含まれております。
3. その他の項目の調整額の減価償却費8,083千円及び有形固定資産等の増加額6,360千円は各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。
4. セグメント利益は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	伊藤謙自	-	-	当社取締役	被所有 直接 68.2	債務被保証	銀行借入に対する連帯保証(注)	213,763	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は、銀行借入に対して、代表取締役社長伊藤謙自より債務保証を受け入れております。

当該債務保証に対し保証料の支払は行っておりません。取引金額は期末の借入残高を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	伊藤謙自	-	-	当社取締役	被所有 直接 68.0	債務被保証	銀行借入に対する連帯保証(注)	142,776	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は、銀行借入に対して、代表取締役社長伊藤謙自より債務保証を受け入れております。

当該債務保証に対し保証料の支払は行っておりません。取引金額は期末の借入残高を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり純資産額	9.82円	12.01円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△)	△4.59円	2.19円

- (注) 1. 潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 2020年12月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)		
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△124,899	63,142
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△124,899	63,142
普通株式の期中平均株式数(株)	27,189,244	28,808,100
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類 (新株予約権の数10,500個) (新株予約権の目的となる 普通株式の数1,050,000株)	新株予約権5種類 (新株予約権の数34,000個) (新株予約権の目的となる 普通株式の数3,400,000株)

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	282,864	346,607
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	600
(うち新株予約権)(千円)	(-)	(600)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	282,864	346,007
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	28,808,100	28,808,100

(重要な後発事象)

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2020年2月14日の株主総会決議に基づき、2020年2月28日開催の取締役会決議において、当社の取締役及び従業員に対して、ストック・オプション(新株予約権)を発行することを決議し、発行しております。

① スtock・オプションとしての新株予約権を発行する理由

当社の取締役及び従業員に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

② 新株予約権の割当日

2020年2月29日

③ 新株予約権の総数

10,000個

④ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式10,000株(新株予約権1個につき1株)

⑤ 新株予約権の割当対象者

当社の取締役 4名

当社の従業員 6名

⑥ 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込を要しないこととする。

⑦ 新株予約権の行使期間

2022年3月1日から2030年2月13日まで

⑧ 新株予約権の行使価額及び資本組入額

行使価額 18,000円

資本組入額 9,000円

(自己株式の取得)

当社は、2020年10月14日開催の臨時株主総会において、会社法第156条第1項の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、取得しております。

1. 理由：経済情勢の変化に対応した機動的な経営を行うため

2. 取得する株式の種類：普通株式

3. 取得する株式の数：2,200株

4. 株式取得価額の総額：40,700,000円

5. 自己株式取得の期間：2020年10月30日

6. 取得方法：特定の株主からの取得(アイテック 阪急阪神戦略パートナーズ投資事業組合)

(株式分割)

当社は、2020年11月13日開催の取締役会において、株式分割を行うことを決議し、分割の効力が生じております。

#### 1. 株式分割の目的

投資単位あたりの金額を引き下げ、当社株式の流動性を高めることにより、投資家の皆様により投資しやすい環境を整えるとともに、投資家層の更なる拡大を図ることを目的とするものであります。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

2020年12月7日を基準日として当日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割しております。

##### (2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	288,081株
今回の分割により増加する株式数	28,520,019株
株式分割後の発行済株式総数	28,808,100株
株式分割後の発行可能株式総数	72,960,000株

##### (3) 株式分割の効力発生日

2020年12月8日

##### (4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、(1株当たり情報)に反映されております。

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第3四半期累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)
(税金費用の計算) 当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルスの感染拡大の影響)

新型コロナウイルスの影響により、短期的には展示会などの中止によるリード獲得やアポイント獲得の遅れ、顧客企業内での検討の長期化等といった影響が顕在化しております。

しかし、当社の主力製品である「SPIDERPLUS」の月額利用料における収入は高い安定性を維持しているため、現時点での固定資産の減損などの会計上の見積もりに重要な影響を及ぼす事象は生じていないと判断しております。

なお、当該見積もりは現時点での入手可能な情報などを踏まえたものであり、不確実性は高く、新型コロナウイルスの終息時期やその他の状況の経過により影響が変化した場合には、上記の見積りの結果に影響し、翌期以降の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費含む。)は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)	
減価償却費	13,228千円



(セグメント情報等)

当第3四半期累計期間(自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	ICT事業	エンジニアリング 事業	計	
売上高				
外部顧客への売上高	1,063,078	391,253	1,454,331	1,454,331
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—
計	1,063,078	391,253	1,454,331	1,454,331
セグメント利益	371,897	66,263	438,160	438,160

2 報告セグメントの利益の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	438,160
セグメント間取引消去	—
全社費用(注)	△256,253
四半期損益計算書の営業利益	181,907

(注) セグメント利益の調整額は各報告セグメントに配分していない全社費用(報告セグメントに帰属しない販管費)であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり四半期純利益	6.01円
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	173,208
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	173,208
普通株式の期中平均株式数(株)	28,808,100
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 2020年12月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2020年10月14日開催の臨時株主総会において、会社法第156条第1項の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、取得しております。

1. 理由：経済情勢の変化に対応した機動的な経営を行うため
2. 取得する株式の種類：普通株式
3. 取得する株式の数：2,200株
4. 株式取得価額の総額：40,700,000円
5. 自己株式取得の期間：2020年10月30日
6. 取得方法：特定の株主からの取得(アイテック 阪急阪神戦略パートナーズ投資事業組合)

(株式分割)

当社は、2020年11月13日開催の取締役会において、株式分割を行うことを決議し、分割の効力が生じております。

1. 株式分割の目的

投資単位あたりの金額を引き下げ、当社株式の流動性を高めることにより、投資家の皆様により投資しやすい環境を整えるとともに、投資家層の更なる拡大を図ることを目的とするものであります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2020年12月7日を基準日として当日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	288,081株
今回の分割により増加する株式数	28,520,019株
株式分割後の発行済株式総数	28,808,100株
株式分割後の発行可能株式総数	72,960,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2020年12月8日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、(1株当たり情報)に反映されております。

⑤ 【附属明細表】(2019年12月31日現在)

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	37,409	2,952	—	40,361	8,031	2,892	32,329
車両運搬具	23,676	2,618	—	26,294	15,630	5,094	10,664
工具、器具及び備品	19,005	10,389	—	29,394	13,912	5,230	15,482
有形固定資産計	80,091	15,959	—	96,051	37,575	13,217	58,476
無形固定資産							
ソフトウェア	5,508	2,650	—	8,158	2,637	1,288	5,520
無形固定資産計	5,508	2,650	—	8,158	2,637	1,288	5,520
長期前払費用	9,158	9	548	8,619	6,782	1,111	1,836

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	本社	オフィス増床による建物附属設備
車両運搬具	エンジニアリング事業	車両
工具、器具及び備品	ICT事業	パソコン
	エンジニアリング事業	パソコン

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	50,000	97,240	1.1	—
1年以内に返済予定の長期借入金	67,929	65,164	1.4	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	145,834	106,778	1.4	2021年1月1日～ 2026年8月31日
合計	263,763	269,182	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	56,700	32,074	11,744	4,660

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,950	—	—	1,950	—
賞与引当金	1,673	1,443	1,673	—	1,443
受注損失引当金	13,730	—	13,730	—	—

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	8,031	25	—	8,057

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2019年12月31日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	365,480
定期預金	43,111
計	408,591
合計	408,591

② 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
協立機電工業株式会社	10,496
三菱重工冷熱株式会社	8,935
株式会社三冷社	2,029
暁飯島工業株式会社	1,880
株式会社ユニオン空調	1,560
その他	1,271
合計	26,172

期日別内訳

期日	金額(千円)
2020年1月満期	8,097
2020年2月満期	3,863
2020年3月満期	6,701
2020年4月満期	7,510
合計	26,172

③ 売掛金  
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ジャパングランティサービス株式会社	133,284
株式会社ユニオン空調	5,588
アイテック阪急阪神株式会社	4,981
高砂熱学株式会社	4,919
日管株式会社	4,320
その他	49,857
合計	202,951

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
128,100	1,395,874	1,321,023	202,951	86.7	43.3

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。



## ④ 未成工事支出金(仕掛品含む)

区分	金額(千円)
原材料	30,212
労務費	18,880
外注加工費	71,203
経費	132
合計	120,427

## ⑤ 原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
原材料	1,608
合計	1,608

## ⑥ 工事未払金

相手先	金額(千円)
村商株式会社	9,762
株式会社新和	8,971
株式会社ワイズ	3,994
株式会社関根保温工業	2,365
株式会社オリヤマ設備	1,870
その他	8,813
合計	35,776

## ⑦ 未払金

相手先	金額(千円)
アイテック 阪急阪神株式会社	15,345
株式会社グッドワークス	4,753
株式会社クロス	3,190
パーソルテンプスタッフ株式会社	2,761
日本ナレッジ株式会社	2,276
その他	27,509
合計	55,835

⑤ 未成工事受入金

相手先	金額(千円)
株式会社ヤマト	37,023
株式会社関電工	17,690
東洋熱工業株式会社	12,787
三菱重工冷熱株式会社	7,344
暁飯島工業株式会社	5,400
その他	13,794
合計	94,038

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

2021年2月12日開催の取締役会において承認された第22期事業年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の財務諸表は次のとおりであります。

なお、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領していません。

## ① 【財務諸表】

## イ 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	408,591	469,276
受取手形	26,172	11,700
売掛金	202,951	276,298
仕掛品	18,880	1,376
未成工事支出金	101,547	37,719
原材料及び貯蔵品	1,608	1,594
前払費用	24,914	22,599
その他	2,328	118
流動資産合計	786,995	820,683
固定資産		
有形固定資産		
建物	40,361	43,095
車両運搬具	26,294	21,061
工具、器具及び備品	29,394	48,157
減価償却累計額	△ 37,575	△ 44,114
有形固定資産合計	58,476	68,200
無形固定資産		
ソフトウェア	5,520	3,888
無形固定資産合計	5,520	3,888
投資その他の資産		
差入保証金	9,895	11,705
繰延税金資産	3,030	—
その他	2,548	869
投資その他の資産合計	15,474	12,574
固定資産合計	79,470	84,663
資産合計	866,466	905,347

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	35,776	33,354
短期借入金	97,240	100,000
1年内返済予定の長期借入金	65,164	75,983
未払金	55,835	78,784
未払費用	22,521	33,499
未払法人税等	1,240	1,240
未払消費税等	20,187	51,310
未成工事受入金	94,038	11,605
預り金	4,507	2,790
賞与引当金	1,443	2,336
その他	7,068	5,712
流動負債合計	405,023	396,615
固定負債		
長期借入金	106,778	90,229
繰延税金負債	—	1,422
資産除去債務	8,057	8,083
固定負債合計	114,835	99,735
負債合計	519,859	496,351
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	183,474	183,474
資本剰余金合計	183,474	183,474
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	62,532	165,622
利益剰余金合計	62,532	165,622
自己株式	—	△ 40,700
株主資本合計	346,007	408,396
新株予約権	600	600
純資産合計	346,607	408,996
負債純資産合計	866,466	905,347

ロ 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	959,467	1,483,881
完成工事高	326,641	489,524
売上高合計	1,286,109	1,973,405
売上原価	344,599	514,648
完成工事原価	276,039	410,010
売上原価合計	620,638	924,658
売上総利益	665,470	1,048,746
販売費及び一般管理費	※1 600,931	※1 ※2 935,762
営業利益	64,538	112,984
営業外収益		
受取利息	8	6
受取配当金	4	4
その他	849	659
営業外収益合計	861	671
営業外費用		
支払利息	5,841	4,958
支払手数料	—	2,000
その他	100	—
営業外費用合計	5,941	6,958
経常利益	59,458	106,696
特別利益		
有形固定資産売却益	—	※3 2,085
特別利益合計	—	2,085
税引前当期純利益	59,458	108,781
法人税、住民税及び事業税	1,240	1,240
法人税等調整額	△4,924	4,452
法人税等合計	△3,684	5,692
当期純利益	63,142	103,089

【売上原価明細書】

①ICT事業

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費	※1	6,399	1.9	4,438	0.9
II 労務費		171,755	50.6	271,684	53.9
III 経費		161,520	47.6	228,208	45.2
当期総製造費用		339,675	100.0	504,331	100.0
期首仕掛品		15,241		10,317	
合計		354,916		514,648	
期末仕掛品		10,317		—	
当期売上原価		344,599		514,648	

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
通信費	123,703	163,675
支払手数料	24,948	51,431

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

②エンジニアリング事業

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費		64,634	19.1	67,915	20.0
II 労務費		39,309	11.6	45,922	13.5
III 経費	※1	234,085	69.2	225,158	66.4
当期総製造費用		338,029	100.0	338,995	100.0
期首仕掛品/未成工事支出金		48,120		110,110	
合計		386,149		449,106	
期末仕掛品/未成工事支出金		110,110		39,096	
当期完成工事原価		276,039		410,010	

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	214,906	201,228

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

ハ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本 合計	新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	306,997	296,989	—	296,989	△321,122	△321,122	282,864	—	282,864
当期変動額									
資本金から剰余 金への振替	△206,997		206,997	206,997					
準備金から剰余 金への振替		△113,515	113,515						
欠損填補			△320,512	△320,512	320,512	320,512	—		
当期純利益					63,142	63,142	63,142	—	63,142
株主資本以外の 項目の当期の変 動額(純額)								600	600
当期変動額合計	△206,997	△113,515	—	△113,515	383,655	383,655	63,142	600	63,742
当期末残高	100,000	183,474	—	183,474	62,532	62,532	346,007	600	346,607

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						自己株式	株主資本 合計	新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	100,000	183,474	—	183,474	62,532	62,532	—	346,007	600	346,607
当期変動額										
当期純利益					103,089	103,089		103,089		103,089
自己株式の取得							△40,700	△40,700		△40,700
株主資本以外の 項目の当期の変 動額(純額)										—
当期変動額合計	—	—	—	—	103,089	103,089	△40,700	62,389	—	62,389
当期末残高	100,000	183,474	—	183,474	165,622	165,622	△40,700	408,396	600	408,996



ニ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	59,458	108,781
減価償却費	14,535	19,019
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△1,950	—
賞与引当金の増減額(△は減少)	△229	892
受注損失引当金の増減額(△は減少)	△13,730	—
受取利息及び配当金	△12	△11
支払利息	5,841	4,958
有形固定資産売却損益(△は益)	—	△2,085
売上債権の増減額(△は増加)	△66,460	△58,875
たな卸資産の増減額(△は増加)	△56,459	81,345
仕入債務の増減額(△は減少)	20,822	18,954
未成工事受入金の増減額(△は減少)	63,204	△82,433
未払消費税等の増減額(△は減少)	3,831	31,122
その他	△1,546	14,846
小計	27,303	136,515
利息及び配当金の受取額	9	11
利息の支払額	△5,801	△5,030
法人税等の支払額	△1,002	△1,239
営業活動によるキャッシュ・フロー	20,509	130,256
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△1,400	△1,200
定期預金の払戻による収入	4,200	40,011
固定資産の取得による支出	△17,250	△31,324
固定資産の売却による収入	—	7,005
その他	△3,047	△1,583
投資活動によるキャッシュ・フロー	△17,497	12,909
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期未払金の返済による支出	△12,132	—
短期借入金の増減額(△は減少)	47,240	2,760
長期借入金の返済による支出	△41,821	△105,730
長期借入れによる収入	—	100,000
新株予約権発行による収入	600	—
自己株式の取得による支出	—	△40,700
財務活動によるキャッシュ・フロー	△6,113	△43,670
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△3,102	99,496
現金及び現金同等物の期首残高	368,582	365,480
現金及び現金同等物の期末残高	※1 365,480	※1 464,976

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

## 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

### (1) 原材料・貯蔵品

先入先出法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

### (2) 仕掛品

個別法に基づく原価法

### (3) 未成工事支出金

個別法に基づく原価法

## 2 固定資産の減価償却の方法

### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～15年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	4～15年

### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

## 3 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては該当がないため、貸倒引当金の計上はしていません。

### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

## 4 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準における進捗率の見積りは原価比例法を採用しております。

## 5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

## 6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

#### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

#### (2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、現時点において評価中であります。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項により、2020年12月期における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「未収還付法人税等」は、資産の総額の100分の5以下となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、当事業年度の財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「未収還付法人税等」1,608千円、「その他」720千円は、「その他」2,328千円として組み替えております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「長期前払費用」は、資産の総額の100分の5以下となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、当事業年度の財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」に表示していた「長期前払費用」1,836千円、「その他」711千円は、「その他」2,548千円として組み替えております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の負債の増減額」に含めていた「未払消費税等の増減額」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

また、当事業年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の資産の増減額」及び「その他の負債の増減額」の金額的重要性が低くなったため、当事業年度より当該資産及び負債の増減額を集約して「その他」として表示方法を変更しております。

上記の表示方法の変更を反映させるため、当事業年度の財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の資産の増減額」に含めていた△12,343千円及び「その他の負債の増減額」に含めていた14,627千円は、「未払消費税の増減額」3,831千円及び「その他」△1,546千円として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルスの感染拡大の影響)

新型コロナウイルスの影響により、短期的には展示会などの中止によるリード獲得やアポイント獲得の遅れ、顧客企業内での検討の長期化等といった影響が顕在化しております。

しかし、当社の主力製品である「SPIDERPLUS」の月額利用料における収入は高い安定性を維持しているため、現時点での固定資産の減損などの会計上の見積もりに重要な影響を及ぼす事象は生じていないと判断しております。

なお、当該見積もりは現時点での入手可能な情報などを踏まえたものであり、不確実性は高く、新型コロナウイルスの終息時期やその他の状況の経過により影響が変化した場合には、上記の見積りの結果に影響し、翌期以降の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(損益計算書関係)

- ※1 販売費に属する費用のおおよその割合は、前事業年度26.1%、当事業年度28.8%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度73.9%、当事業年度71.2%であります。販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
広告宣伝費	41,377千円	115,764千円
給与及び手当	184,595 "	276,891 "
減価償却費	10,305 "	12,630 "
販売手数料	67,888 "	101,015 "
賞与引当金繰入額	859 "	1,699 "

- ※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
一般管理費	-千円	23,065千円

- ※3 有形固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
車両運搬具	-千円	2,085千円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	288,081	28,520,019	—	28,808,100

(変動事由の概要)

普通株式の発行済株式総数の増加事由は以下のとおりです。

株式分割による増加 28,520,019株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	—	220,000	—	220,000

(変動事由の概要)

2020年10月14日の臨時株主総会決議による自己株式の取得 2,200株

株式分割による増加 217,800株

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
2017年ストック・オプションとしての第1回新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
2017年ストック・オプションとしての第2回新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
2019年ストック・オプションとしての第3回新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
2019年ストック・オプションとしての第4回新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
2019年ストック・オプションとしての第5回新株予約権	普通株式	—	—	—	—	600
2020年ストック・オプションとしての第6回新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	600

(注) 第3回新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
現金及び預金	408,591千円	469,276千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△43,111 "	△4,300 "
現金及び現金同等物	365,480千円	464,976千円

(金融商品関係)

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

主に上場に向けた管理体制の構築及び優秀な人材獲得を行うための上場準備計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。また、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金は銀行等金融機関からの借入等により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客及び取次店の信用リスクに晒されております。

営業債務である工事未払金及び未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

長期借入金は主に営業取引に係る調達であり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程及び債権管理規程に従い、営業債権について管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

③ 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

変動金利の借入金の金利変動リスクについては、随時市場金利の動向を監視しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち58%が特定の大口取次店に対するものであります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	469,276	469,276	—
(2) 受取手形	11,700	11,700	—
(3) 売掛金	276,298	276,298	—
資産計	757,275	757,275	—
(1) 工事未払金	33,354	33,354	—
(2) 未払金	78,784	78,784	—
(3) 短期借入金	100,000	100,000	—
(4) 長期借入金	166,212	166,212	—
負債計	378,350	378,350	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

### 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、及び(3) 売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### 負 債

(1) 工事未払金、(2) 未払金、及び(3) 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

変動金利によるものは短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	469,276	—	—	—
受取手形	11,700	—	—	—
売掛金	276,298	—	—	—
合計	757,275	—	—	—

(注) 3. 短期借入金、長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	—	—	—	—	—
長期借入金	75,983	57,133	32,094	1,002	—	—
合計	175,983	57,133	32,094	1,002	—	—



(退職給付関係)

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出年金制度への要拠出額は6,146千円であります。

(ストック・オプション等関係)

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
決議年月日	2017年11月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 5
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 900,000 (注)2
付与日	2017年11月21日
権利確定条件	付与日(2017年11月21日)から権利確定日(2019年11月20日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	2017年11月21日～2019年11月20日
権利行使期間	2019年11月21日～2027年10月27日

	第2回新株予約権
決議年月日	2017年12月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 150,000 (注)2
付与日	2017年12月20日
権利確定条件	付与日(2017年12月20日)から権利確定日(2019年12月19日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	2017年12月20日～2019年12月19日
権利行使期間	2019年12月20日～2027年10月27日

	第3回新株予約権
決議年月日	2019年3月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 100,000 (注)2
付与日	2019年4月1日
権利確定条件	付与日(2019年4月1日)から権利確定日(2021年3月29日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	2019年4月1日～2021年3月29日
権利行使期間	2021年3月30日～2029年3月28日

	第4回新株予約権
決議年月日	2019年11月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 3 従業員 5
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 750,000 (注) 2
付与日	2019年11月25日
権利確定条件	付与日(2019年11月25日)から権利確定日(2021年11月15日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	2019年11月25日～2021年11月15日
権利行使期間	2021年11月16日～2029年3月28日

	第5回新株予約権
決議年月日	2019年12月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	外部協力者 1
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 1,500,000 (注) 2
付与日	2019年12月25日
権利確定条件	<p>① 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。</p> <p>② 本新株予約権者は、2021年12月期から2025年12月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書(連結損益計算書を作成した場合には連結損益計算書)に記載された売上高が、2,400百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し有価証券報告書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。</p> <p>③ 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員もしくは顧問又は業務委託先等の社外協力者であることを要する。</p> <p>④ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	—
権利行使期間	2022年4月1日～2029年12月24日

	第6回新株予約権
決議年月日	2020年2月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4 従業員 6
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 1,000,000 (注)2
付与日	2020年2月29日
権利確定条件	付与日(2020年2月29日)から権利確定日(2022年2月28日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	2020年2月29日～2022年2月28日
権利行使期間	2022年3月1日～2030年2月13日

- (注) 1. 本新株予約権は、社会保険労務士 安藤龍平を受託者とする信託に割当てられ、当社による受益者の指定時に、指定された当社取締役及び従業員等に交付されます。
2. 株式数に換算して記載しております。なお、2020年12月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2020年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、2020年12月8日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の数値を記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前(株)						
前事業年度末	—	—	100,000	750,000	1,500,000	—
付与	—	—	—	—	—	1,000,000
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	100,000	750,000	1,500,000	1,000,000
権利確定後(株)						
前事業年度末	900,000	150,000	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—
失効	100,000	—	—	—	—	—
未行使残	800,000	150,000	—	—	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格(円)	120	120	165	165	180	180
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—	—	—

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュフロー法により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	91,250千円
当事業年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	-千円

(税効果会計関係)

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金(注) 2	15,067千円
賞与引当金	715 "
未払退職給付費用	257 "
未払事業所税	219 "
減価償却超過額	2,665 "
資産除去債務	2,475 "
繰延税金資産小計	21,399千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2	△15,067 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,331 "
評価性引当額小計(注) 1	△21,399千円
繰延税金資産合計	-千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△1,422千円
繰延税金負債合計	△1,422 "
繰延税金資産純額	△1,422千円

(注) 1. 評価性引当金の減少の主な理由は、繰越欠損金に係る評価性引当額の減少と資産除去債務の一時差異の増加であります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※1)	—	—	—	—	—	15,067	15,067
評価性引当額	—	—	—	—	—	△15,067	△15,067
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
住民税均等割等	1.13%
評価性引当金の増減額	△26.76%
その他	0.24%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.23%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物賃貸借に基づき使用する建物等の退去時における原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は当該期間に応じた国債の利率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	8,057千円
時の経過による調整額	26 〃
期末残高	8,083千円



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、サービス別に事業部を置き、各事業部は取り扱うサービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は、事業部を基礎としたサービス別セグメントから構成されており、ICT事業及びエンジニアリング事業の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

ICT事業は建設業を主な対象とした建築図面・現場管理アプリ「SPIDERPLUS」のサービスを提供しております。エンジニアリング事業は「アーマフレックス」等の工事現場の施工を提供しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1. 2. 3	財務諸表計上額 (注) 4
	ICT事業	エンジニアリング事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,483,881	489,524	1,973,405	—	1,973,405
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,483,881	489,524	1,973,405	—	1,973,405
セグメント利益又は損失(△)	432,289	73,056	505,345	△392,360	112,984
セグメント資産	279,859	85,129	364,989	540,357	905,347
その他の項目					
減価償却費	6,395	3,800	10,196	8,823	19,019
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	11,385	3,733	15,119	16,886	32,005

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△392,360千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が△392,360千円含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

2. セグメント資産の調整額540,357千円には、各報告セグメントに配分していない全社資産が540,357千円含まれております。

3. その他の項目の調整額の減価償却費8,823千円及び有形固定資産等の増加額16,886千円は各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。

4. セグメント利益は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

**【関連情報】**

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及 びその 近親者	伊藤謙自	—	—	当社取締役	被所有 直接 68.0	債務被保証	銀行借入に 対する連帯 保証(注)	—	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は、銀行借入に対して、代表取締役社長伊藤謙自より債務保証を受け入れております。

当該債務保証に対し保証料の支払は行っておりません。取引については、2020年12月までに解消しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり純資産額	14.29円
1株当たり当期純利益	3.58円

- (注) 1. 潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 2020年12月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり当期純利益	
当期純利益(千円)	103,089
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	103,089
普通株式の期中平均株式数(株)	28,770,730
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権6種類 (新株予約権の数43,000個) (新株予約権の目的となる普通株式の数4,300,000株)

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当事業年度 (2020年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	408,996
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	600
(うち新株予約権)(千円)	(600)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	408,396
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	28,588,100

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店(注)1
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="https://spiderplus.co.jp/">https://spiderplus.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第四部 【株式公開情報】

### 第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2018年 12月20日	株式会社 CHIYOMARU STUDIO 代表取締役社長 志倉 千代丸	東京都 港区三田 三丁目 13番6号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	西武しんきん キャピタル企業 投資3号投資 事業有限責任 組合 無限責任組合 員 西武しんきん キャピタル株 式会社 代表取締役 四谷 康治	東京都 渋谷区 恵比寿西 一丁目 20番2号	—	普通株式 3,130	51,645,000 (16,500) (注)4	資本政策による
2018年 12月20日	伊藤 謙自	東京都 豊島区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	りそなキャピ タル4号投資 事業組合 業務執行組合 員 りそなキャピ タル株式会社 代表取締役社長 宮嶋 孝	東京都 江東区 木場 一丁目 5番25号	—	普通株式 3,030	49,995,000 (16,500) (注)4	資本政策による
2018年 12月20日	伊藤 謙自	東京都 豊島区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	三菱UFJキャピ タル6号投資 事業有限責任 組合 無限責任組合 員 三菱UFJキャピ タル株式会社 代表取締役社長 坂本 信介	東京都 中央区 日本橋 二丁目 3番4号	—	普通株式 3,030	49,995,000 (16,500) (注)4	資本政策による
2019年 5月31日	諸岡 嘉紘	千葉県 成田市	—	スパイダーブ ラス従業員持 株会 理事長 黒田 直嗣	東京都 豊島区 東池袋 一丁目 12番5号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 2,500	2,460,000 (984) (注)4	従業員退職による
2019年 12月24日	伊藤 謙自	東京都 豊島区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	スパイダーブ ラス従業員持 株会 理事長 黒田 直嗣	東京都 豊島区 東池袋 一丁目 12番5号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 500	9,000,000 (18,000) (注)4	従業員の福利厚生充実による
2020年 3月3日	伊藤 謙自	東京都 豊島区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	吉田 淳也	東京都 品川区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社取締役)	普通株式 1,622	30,007,000 (18,500) (注)4	経営参画のため
2020年 3月3日	株式会社 CHIYOMARU STUDIO 代表取締役社長 志倉 千代丸	東京都 港区三田 三丁目 13番6号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	吉田 淳也	東京都 品川区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社取締役)	普通株式 1,622	30,007,000 (18,500) (注)4	経営参画のため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2020年10月30日	アイテック 阪急阪神戦略パートナーズ投資事業組合 業務執行組合員 三井住友トラスト・インベストメント株式会社 代表取締役 阿久津 昌彦	東京都港区芝三丁目33番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	スパイダーブラス株式会社 代表取締役社長 伊藤 謙自	東京都豊島区東池袋一丁目12番5号	提出会社	普通株式 2,200	40,700,000 (18,500) (注)4	資本政策による
2020年10月30日	アイテック 阪急阪神戦略パートナーズ投資事業組合 業務執行組合員 三井住友トラスト・インベストメント株式会社 代表取締役 阿久津 昌彦	東京都港区芝三丁目33番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	伊藤 謙自	東京都豊島区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	普通株式 600	11,100,000 (18,500) (注)4	資本政策による
2020年10月30日	アイテック 阪急阪神戦略パートナーズ投資事業組合 業務執行組合員 三井住友トラスト・インベストメント株式会社 代表取締役 阿久津 昌彦	東京都港区芝三丁目33番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	増田 寛雄	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社取締役)(注)6	普通株式 600	11,100,000 (18,500) (注)4	資本政策による
2020年10月30日	アイテック 阪急阪神戦略パートナーズ投資事業組合 業務執行組合員 三井住友トラスト・インベストメント株式会社 代表取締役 阿久津 昌彦	東京都港区芝三丁目33番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	鈴木 雅人	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社取締役)	普通株式 600	11,100,000 (18,500) (注)4	資本政策による
2020年10月30日	アイテック 阪急阪神戦略パートナーズ投資事業組合 業務執行組合員 三井住友トラスト・インベストメント株式会社 代表取締役 阿久津 昌彦	東京都港区芝三丁目33番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	吉田 淳也	東京都品川区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社取締役)	普通株式 600	11,100,000 (18,500) (注)4	資本政策による



移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2020年10月30日	アイテック 阪急阪神戦略パートナーズ投資事業組合 業務執行組合員 三井住友トラスト・インベストメント株式会社 代表取締役 阿久津 昌彦	東京都港区芝三丁目33番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	大村 幸寛	東京都豊島区	特別利害関係者等(当社取締役)	普通株式 600	11,100,000 (18,500) (注)4	資本政策による
2020年10月30日	アイテック 阪急阪神戦略パートナーズ投資事業組合 業務執行組合員 三井住友トラスト・インベストメント株式会社 代表取締役 阿久津 昌彦	東京都港区芝三丁目33番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	川合 弘毅	神奈川県横浜市都筑区	特別利害関係者等(当社取締役)	普通株式 600	11,100,000 (18,500) (注)4	資本政策による
2020年10月30日	アイテック 阪急阪神戦略パートナーズ投資事業組合 業務執行組合員 三井住友トラスト・インベストメント株式会社 代表取締役 阿久津 昌彦	東京都港区芝三丁目33番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	野田 隆正	兵庫県神戸市北区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 200	3,700,000 (18,500) (注)4	資本政策による
2020年10月30日	アイテック 阪急阪神戦略パートナーズ投資事業組合 業務執行組合員 三井住友トラスト・インベストメント株式会社 代表取締役 阿久津 昌彦	東京都港区芝三丁目33番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	酒寄 直人	埼玉県さいたま市浦和区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 200	3,700,000 (18,500) (注)4	資本政策による
2020年10月30日	アイテック 阪急阪神戦略パートナーズ投資事業組合 業務執行組合員 三井住友トラスト・インベストメント株式会社 代表取締役 阿久津 昌彦	東京都港区芝三丁目33番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	黒田 直嗣	埼玉県戸田市	当社の従業員	普通株式 200	3,700,000 (18,500) (注)4	資本政策による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2020年10月30日	アイテック 阪急阪神戦略パートナーズ投資事業組合 業務執行組合員 三井住友トラスト・インベストメント株式会社 代表取締役 阿久津 昌彦	東京都港区芝三丁目33番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	勝部 公彦	東京都渋谷区	当社の従業員	普通株式 200	3,700,000 (18,500) (注)4	資本政策による
2020年10月30日	アイテック 阪急阪神戦略パートナーズ投資事業組合 業務執行組合員 三井住友トラスト・インベストメント株式会社 代表取締役 阿久津 昌彦	東京都港区芝三丁目33番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	倉邊 幹人	東京都文京区	当社の従業員	普通株式 200	3,700,000 (18,500) (注)4	資本政策による
2020年10月30日	アイテック 阪急阪神戦略パートナーズ投資事業組合 業務執行組合員 三井住友トラスト・インベストメント株式会社 代表取締役 阿久津昌彦	東京都港区芝三丁目33番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	三浦 慶介	東京都世田谷区	当社の従業員	普通株式 200	3,700,000 (18,500) (注)4	資本政策による
2020年10月30日	アイテック 阪急阪神戦略パートナーズ投資事業組合 業務執行組合員 三井住友トラスト・インベストメント株式会社 代表取締役 阿久津昌彦	東京都港区芝三丁目33番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	平野 雄一	東京都中央区	当社の従業員	普通株式 200	3,700,000 (18,500) (注)4	資本政策による
2020年10月30日	アイテック 阪急阪神戦略パートナーズ投資事業組合 業務執行組合員 三井住友トラスト・インベストメント株式会社 代表取締役 阿久津 昌彦	東京都港区芝三丁目33番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	大畑 由貴	東京都葛飾区	当社の従業員	普通株式 100	1,850,000 (18,500) (注)4	資本政策による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2020年10月30日	アイテック 阪急阪神戦略パートナーズ投資事業組合 業務執行組合員 三井住友トラスト・インベストメント株式会社 代表取締役 阿久津 昌彦	東京都港区芝三丁目33番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	石田 純一	東京都調布市	当社の従業員	普通株式 100	1,850,000 (18,500) (注)4	資本政策による
2020年10月30日	アイテック 阪急阪神戦略パートナーズ投資事業組合 業務執行組合員 三井住友トラスト・インベストメント株式会社 代表取締役 阿久津 昌彦	東京都港区芝三丁目33番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	永田 貴之	東京都杉並区	当社の従業員	普通株式 100	1,850,000 (18,500) (注)4	資本政策による

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2018年1月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとしております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検査した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。  
DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 2020年11月13日開催の取締役会決議により、2020年12月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。
6. 増田寛雄は、2020年12月31日付で当社取締役を退任し、現在は当社従業員となっております。

## 第2 【第三者割当等の概況】

### 1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式
発行年月日	2018年11月22日
種類	普通株式
発行数	18,181株
発行価格	16,500円(注)4
資本組入額	8,250円
発行価額の総額	299,986,500円
資本組入額の総額	149,993,250円
発行方法	第三者割当
保有期間等に関する確約	—

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	2019年4月1日	2019年11月25日	2019年12月25日	2020年2月29日
種類	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 1,000株	普通株式 7,500株	普通株式 15,000株	普通株式 10,000株
発行価格	16,500円 (注)4	16,500円 (注)4	18,040円 (注)4	18,000円 (注)4
資本組入額	8,250円	8,250円	9,020円	9,000円
発行価額の総額	16,500,000円	123,750,000円	270,600,000円	180,000,000円
資本組入額の総額	8,250,000円	61,875,000円	135,300,000円	90,000,000円
発行方法	2019年3月29日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	2019年3月29日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	2019年12月23日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	2020年2月14日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2	(注)3	(注)2

- (注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。
- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (2) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により割当てを受けた募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (3) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (4) 新規上場申請者が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
  - (5) 当社の場合、上場申請日の直前事業年度の末日は、2019年12月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
  3. 同取引所の定める同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者の間で、割当てを受けた募集新株予約権(以下「割当新株予約権」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
  4. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
行使時の払込金額	1株につき16,500円	1株につき16,500円	1株につき18,000円	1株につき18,000円
行使期間	2021年3月30日から 2029年3月28日まで	2021年11月16日から 2029年3月28日まで	2022年4月1日から 2029年12月24日まで	2022年3月1日から 2030年2月13日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

6. 2020年11月13日開催の取締役会により、2020年12月8日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

## 2 【取得者の概況】

### 株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容 等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
DCIベンチャー成長支援投資事業 有限責任組合 無限責任組合員 大和企業投資株式会社 代表取締役社長 平野 清久 資本金 100百万円	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号	投資業	18,181	299,986,500 (16,500)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 2020年11月13日開催の取締役会決議により、2020年12月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

### 新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容 等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
石戸 祐輔	神奈川県川崎市多摩区	会社員	1,000	16,500,000 (16,500)	当社従業員(注)1

(注) 1. 2020年3月27日付で当社取締役に選任され、特別利害関係者等に該当しております。

2. 2020年11月13日開催の取締役会決議により、2020年12月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

### 新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容 等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
川合 弘毅	神奈川県横浜市都筑区	会社役員	1,500	24,750,000 (16,500)	特別利害関係者等(当社取締役)
鈴木 雅人	東京都世田谷区	会社役員	1,300	21,450,000 (16,500)	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)
大村 幸寛	東京都豊島区	会社役員	1,300	21,450,000 (16,500)	特別利害関係者等(当社取締役)
大畑 由貴	東京都葛飾区	会社員	800	13,200,000 (16,500)	当社従業員
勝部 公彦	東京都文京区	会社員	800	13,200,000 (16,500)	当社従業員
黒田 直嗣	埼玉県戸田市	会社員	800	13,200,000 (16,500)	当社従業員
正木 孝平	大阪府堺市西区	会社員	500	8,250,000 (16,500)	当社従業員
田島 徹	大阪府寝屋川市	会社員	500	8,250,000 (16,500)	当社従業員

(注) 2020年11月13日開催の取締役会決議により、2020年12月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

### 新株予約権③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容 等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
安藤 龍平	東京都千代田区	社会保険 労務士	15,000	270,600,000 (18,040)	社外協力者(顧問社会 保険労務士)(注)1

(注) 1. 当社の顧問社会保険労務士であり「単独運用・特定金外信託(新株予約権活用型インセンティブプラン)」の受託者として発行しております。

2. 2020年11月13日開催の取締役会決議により、2020年12月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

### 新株予約権④

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容 等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
増田 寛雄	千葉県市川市	会社役員	2,400	43,200,000 (18,000)	特別利害関係者等(当 社取締役、大株主上 位10名)(注)1
大村 幸寛	東京都豊島区	会社役員	2,000	36,000,000 (18,000)	特別利害関係者等(当 社取締役)
吉田 淳也	東京都品川区	会社役員	2,000	36,000,000 (18,000)	特別利害関係者等(当 社取締役)
石戸 祐輔	神奈川県川崎市多摩区	会社員	1,000	18,000,000 (18,000)	当社従業員(注)2
川合 弘毅	神奈川県横浜市都筑区	会社役員	500	9,000,000 (18,000)	特別利害関係者等(当 社取締役)
深澤 英一	東京都世田谷区	会社員	500	9,000,000 (18,000)	当社従業員
齋藤 義治	埼玉県朝霞市	会社員	500	9,000,000 (18,000)	当社従業員
久木野 聡子	東京都練馬区	会社員	500	9,000,000 (18,000)	当社従業員
椎名 英明	埼玉県川越市	会社員	300	5,400,000 (18,000)	当社従業員
池田 有冬	埼玉県さいたま市浦和区	会社員	300	5,400,000 (18,000)	当社従業員

(注) 1. 2020年12月31日付で当社取締役を退任し、当社従業員となっております。

2. 2020年3月27日付で当社取締役に選任され、特別利害関係者等に該当しております。

3. 2020年11月13日開催の取締役会決議により、2020年12月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

### 3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。



### 第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
伊藤 謙自(注) 1. 3	東京都豊島区	19,481,800	59.24
株式会社CHIYOMARU STUDIO(注) 3	東京都港区三田三丁目13番16号	2,024,800	6.16
DCIベンチャー成長支援投資事業 有限責任組合(注) 3	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,818,100	5.53
安藤 龍平(注) 5	東京都千代田区	1,500,000 (1,500,000)	4.56 (4.56)
増田 寛雄(注) 3. 4	千葉県市川市	925,000 (240,000)	2.81 (0.73)
大村 幸寛(注) 2	東京都豊島区	890,000 (830,000)	2.71 (2.52)
野田 隆正(注) 3. 4	兵庫県神戸市北区	645,000	1.96
吉田 淳也(注) 2. 3	東京都品川区	584,400 (200,000)	1.78 (0.61)
鈴木 雅人(注) 2. 3	東京都世田谷区	502,500 (130,000)	1.53 (0.40)
村商株式会社(注) 3	東京都北区中里一丁目37番6号	416,600	1.27
SMBCベンチャーキャピタル3号投資 事業有限責任組合(注) 3	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	333,400	1.01
酒寄 直人(注) 3. 4	埼玉県さいたま市浦和区	332,500	1.01
西武しんきんキャピタル企業投資 3号投資事業有限責任組合	東京都渋谷区恵比寿西一丁目20番2号	313,000	0.95
りそなキャピタル4号投資事業組 合	東京都江東区木場一丁目5番25号	303,000	0.92
三菱UFJキャピタル6号投資事業 有限責任組合	東京都中央区日本橋二丁目3番4号	303,000	0.92
スパイダープラス従業員持株会	東京都豊島区東池袋一丁目12番5号	300,000	0.91
川合 弘毅(注) 2	神奈川県横浜市都筑区	260,000 (200,000)	0.79 (0.61)
あしかが企業育成ファンド三号投 資事業有限責任組合	栃木県宇都宮市鶴田一丁目7番5号	250,000	0.76
みずほ成長支援第2号投資事業有 限責任組合	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	250,000	0.76
石戸 祐輔(注) 2	神奈川県川崎市多摩区	200,000 (200,000)	0.61 (0.61)
加藤 誠洋(注) 4	神奈川県川崎市宮前区	125,000	0.38
倉邊 幹人(注) 4	東京都文京区	120,000 (100,000)	0.36 (0.30)
山口 武士(注) 4	兵庫県伊丹市	100,000 (100,000)	0.30 (0.30)
吉田 真(注) 4	東京都西東京市	100,000 (100,000)	0.30 (0.30)
勝部 公彦(注) 4	東京都渋谷区	100,000 (80,000)	0.30 (0.24)
黒田 直嗣(注) 4	埼玉県戸田市	100,000 (80,000)	0.30 (0.24)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
大畑 由貴(注) 4	東京都葛飾区	90,000 (80,000)	0.27 (0.24)
齋藤 義治(注) 4	埼玉県朝霞市	50,000 (50,000)	0.15 (0.15)
平野 裕大(注) 4	東京都練馬区	50,000 (50,000)	0.15 (0.15)
正木 孝平(注) 4	大阪府堺市西区	50,000 (50,000)	0.15 (0.15)
深澤 英一(注) 4	東京都世田谷区	50,000 (50,000)	0.15 (0.15)
久木野 聡子(注) 4	東京都練馬区	50,000 (50,000)	0.15 (0.15)
稲垣 隆司(注) 4	神奈川県茅ヶ崎市	50,000 (50,000)	0.15 (0.15)
藤原 智也(注) 4	埼玉県和光市	50,000 (50,000)	0.15 (0.15)
田島 徹(注) 4	大阪府寝屋川市	50,000 (50,000)	0.15 (0.15)
椎名 英明(注) 4	埼玉県川越市	30,000 (30,000)	0.09 (0.09)
池田 有冬(注) 4	埼玉県さいたま市浦和区	30,000 (30,000)	0.09 (0.09)
三浦 慶介(注) 4	東京都世田谷区	20,000	0.06
平野 雄一(注) 4	東京都中央区	20,000	0.06
石田 純一(注) 4	東京都調布市	10,000	0.03
永田 貴之(注) 4	東京都杉並区	10,000	0.03
計	—	32,888,100 (4,300,000)	100.00 (13.07)

- (注) 1. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)  
2. 特別利害関係者等(当社の取締役)  
3. 特別利害関係者等(大株主上位10名)  
4. 当社の従業員  
5. 当社の顧問社会保険労務士であり「単独運用・特定金外信託(新株予約権活用型インセンティブプラン)」  
(第5回新株予約権)の受託者であります。  
6. ( )内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。  
7. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月16日

スパイダープラス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 恭 治 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 榎 田 達 也 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスパイダープラス株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパイダープラス株式会社の2018年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 独立監査人の監査報告書

2021年2月16日

スパイダープラス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 恭 治 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榎 田 達 也 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスパイダープラス株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパイダープラス株式会社の2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年2月16日

スパイダープラス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 恭治 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 榎田 達也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているスパイダープラス株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第22期事業年度の第3四半期会計期間(2020年7月1日から2020年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(2020年1月1日から2020年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、スパイダープラス株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績の状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

**S<sup>+</sup>**